

# 地方からの提案

参考資料2

## (1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(258件)

| 整理番号 | 管理番号 | 団体名                           | 追加共同提案団体   | 提案区分         |             | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の該当 | 提案事項<br>(事項名)   | 求める措置の具体的な内容  | 制度の所管・関係府省        |
|------|------|-------------------------------|--|--------------|-------------|-----------------------|---|---|-------------------|
|      |      |                               |  | 区分           | 分野          |                       |   |   |                   |
| 1    | 1    | 桶川市                           | 札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、前橋市、太田市、館林市、木更津市、柏原市、堺市、安来市、広島市、大野城市、熊本市、鹿児島市                        | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ×                     | 国民健康保険料(税)率を都道府県条例において定めることを可能とすること                                 | ①国民健康保険料(税)率(以下「保険料(税)率」という。)の都道府県内統一を進めていくに当たり、保険料(税)率を都道府県条例においても定めることができるよう、法令を改正いただきたい。<br>②都道府県条例においても、保険料(税)率を定めることができるようにするための、手順、手法及び保険料(税)率改正をどのタイミングで都道府県条例に切り替えるのか等の段階的な進め方にについて、市町村の意見聴取の機会確保や全国一律ではなく、それぞれの地域の保険料(税)率統一の進捗も踏まえ、より具体的に示していただきたい。      | 総務省、厚生労働省         |
| 2    | 2    | 大府市                           | 花巻市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、八王子市、半田市、津島市、京都府、城陽市、広島市、熊本市、山鹿市                                      | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○                     | マイナポータルにおいてふるさと納税の寄附上限額を示すこと  | マイナポータル上の個人住民税の欄に、マイナポータル上で保持している前年度の個人住民税の所得割額等の額から、ふるさと納税寄附上限額を示すことを求める。  | デジタル庁、総務省         |
| 4    | 4    | 大府市                           | 花巻市、宮城県、荒川区、神奈川県、川崎市、柏原市、横須賀市、富山県、浜松市、豊橋市、福沢市、枚方市、鳥取県、岡山県、福岡県、熊本市                        | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | ○                     | 建築計画概要書等の閲覧に係る統一的な電子システムの導入等  | 閲覧請求者及び特定行政がオンライン上で確認可能となるよう、各特定行政の建築計画概要書等を一括して閲覧可能とする統一的な電子システムを整備する。<br>また、閲覧のオンライン化を行って、個人情報等のマスキング処理等に係る取扱いの統一的な基準等を示す。  | 国土交通省             |
| 5    | 5    | 大府市                           | 郡山市、さいたま市、川崎市、柏原市、津島市、寝屋川市、兵庫県、東温市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | ○                     | 社会資本整備総合交付金システムにおいて支出の請求に係る手続を可能とすること                               | 社会資本整備総合交付金に係る支出の請求手続について、社会資本整備総合交付金システムで対応できるようシステムの改善を求める。   | 国土交通省             |
| 6    | 6    | 新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県、全国知事会 | 北海道、宮城県、神奈川県、富山県、浜松市、鳥取県、岡山県、福岡県   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | ○                     | 建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等                   | 建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みについて、オンラインによる申込みを早期に可能とともに、都道府県経由事務の廃止を求める。   | 国土交通省             |
| 7    | 7    | 新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県、全国知事会 | 北海道、宮城県、神奈川県、富山県、浜松市、鳥取県、岡山県、福岡県   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | ○                     | 建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止等                       | 建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等について、オンラインによる申請等を早期に可能とともに、都道府県経由事務の廃止を求める。   | 国土交通省             |
| 8    | 8    | 新潟県、栃木県、群馬県、全国知事会             | 茨城県、神奈川県、長野県、兵庫県、奈良県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ×                     | 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等の都道府県経由事務の廃止                            | 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等について、都道府県経由を不要とし、養成施設が直接、厚生労働大臣(地方厚生局長に権限委任済)等に申請等を行う形にすることを求める。  | 文部科学省、厚生労働省       |
| 9    | 9    | 津山市                           | 八戸市、郡山市、いわき市、白河市、小山市、柏市、寝屋川市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | ○                     | 改葬許可申請書類に係る取扱いの明確化  | 墓埋法施行規則第2条第2項第1号に規定されている「墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面」について、電子データにより提出された場合においても当該事実を証する書面とみなすことができる旨の明確化を求める。  | 厚生労働省             |
| 10   | 10   | 津山市、川崎市、岡崎市<br><b>重点5</b>     | 花巻市、山形市、いわき市、白河市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市 | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | ○                     | 犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等   | 犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようになると、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。<br>また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。   | 厚生労働省、環境省         |
| 14   | 14   | 関西広域連合                        | 茨城県、岐阜県、山口県、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化    | ○                     | 調理師免許に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること                                     | 調理師免許に係る学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。<br>具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。      | デジタル庁、文部科学省、厚生労働省 |
| 15   | 15   | 関西広域連合                        | 茨城県、岐阜県、山口県、高知県、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化    | ○                     | 製菓衛生師試験に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること                                   | 製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。<br>具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。 | デジタル庁、文部科学省、厚生労働省 |
| 16   | 16   | 関西広域連合                        | 奈良県、鳥取県、島根県、山口県、高知県  | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | ×                     | 製菓衛生師免許証の様式の見直し   | 製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格B列5番の指定の廃止を求める。  | 厚生労働省             |
| 17   | 17   | 北広島市                          | 旭川市、花巻市、宮城県、豊橋市、半田市、滋賀県、朝来市、徳島県、松山市、熊本市、特別区長会  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | ○                     | 罹災証明書のオンライン申請において住家被認定調査に活用できる写真を申請者が撮影しながら添付できることにマイナポータルの機能改善すること | マイナポータルでの罹災証明書の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様(スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まずは住家の外観を撮影してください」と文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真等を被災者(申請者)が撮影し、かつ、当該写真等を添付することができるよう機能改善すること。                     | 内閣府、デジタル庁         |
| 18   | 18   | 相模原市                          | —  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○                     | 電子マネー・QRコード決済等の前払式支払手段による地方自治体等への寄附を可能とすること                         | キャッシュレス決済のうち前払支払手段(サーバ型電子マネーやQRコード決済等)による地方自治体や法律に基づいて設置された認可法人、特に公益性が高いと考えられる公益法人への寄附を可能とすること。   | 金融庁               |
| 19   | 19   | 檍原市                           | 花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、堺市、高松市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○                     | ぴったりサービスにおける標準様式のチェック機能を地方自治体で設定可能とすること                             | ぴったりサービスの標準様式の各項目について、不適切な入力(例:生年月日について未来の日付を入力)がされた場合には、入力段階でエラーとなるようにならざるよう選択ができないようにするためのチェック機能を地方自治体が設定できるようにすること。  | デジタル庁             |
| 20   | 20   | 檍原市                           | 花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、朝来市、高松市、久留米市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○                     | ぴったりサービスの標準様式に係る必須項目の設定について地方自治体が自由に変更可能とすること等                      | ぴったりサービスの標準様式における必須項目の設定を地方自治体が自由に変更できるようすること又は外部サービスを利用したAPI連携によるデータ送信で必須項目として設定されている項目について空欄であってもエラーが生じないようにすること。   | デジタル庁             |
| 21   | 21   | 平塚市                           | 花巻市、上尾市、長野県、浜松市、高槻市、茨木市、西宮市、高知県、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○                     | 障害者総合支援法に基づく市町村の地域生活支援事業に係る事務に関する全国統一システムの構築                        | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る事務と地域生活支援事業に係る事務の関係を整理し、自治体システム標準化に対応した全国統一のシステムを構築すること。   | 厚生労働省             |

|      |     |   |  |              |               |   |  |   |               |
|------|-----|---|--|--------------|---------------|---|--|---|---------------|
| 22   | 22  | 平塚市   | 花巻市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、朝霞市、川崎市、長野県、大阪府、西宮市、高知県、久留米市、春日市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | ○ | 精神障害者保健福祉手帳交付申請手続き及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築することでオンラインでの申請を可能とすること | 手帳等の手続はマイナンバー連携で国によるシステム構築又はマイナポータルびったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理する。更新時には前回情報を取得することを可能とする。<br><br>◆例<br>申請 → 精神保健福祉手帳システム<br>↓<br>医療機関 市区町村<br>(診断情報入力) (受付・所得判定)<br>↓<br>同システム<br>申請者 ← (処理後、マイナンバー連携、手帳・受給者証交付)<br>※申請後毎年7月<br>市区町村<br>申請者 ← (自立支援医療の所得判定一括処理) | デジタル庁、厚生労働省   |
| 23   | 23  | 長崎市   | 花巻市、多賀城市、さいたま市、荒川区、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、浜松市、堺市、小野市、福岡県、佐世保市、熊本県   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | クラウドサービスの利用契約について長期継続契約を可能とすること                                      | 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)に、クラウドサービスの利用契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。   | 総務省           |
| 24   | 24  | 青森県   | 宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、東温市、熊本県  | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地      | ○ | 水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法の見直し  | 水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法について、報告事務が効率化できるよう改善を求める。  | 農林水産省         |
| 25-1 | 25  | 京都府、滋賀県、大阪府、堺市、鳥取県、関西広域連合   | 北海道、宮城県、仙台市、長野県、豊橋市、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、砥部町、福岡県、熊本市、山鹿市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | ○ | ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等  | ふるさと納税返礼品審査の基準適合性等の確認に必要な項目がフォーマット化されたオンライン審査システムを構築し、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行えるようにすることを求める。<br>また、審査返礼品について総務省において登録番号を付番し、データベース化し、類型に該当する理由などの返礼品に係る情報について国民が閲覧可能なものとするとともに、総務省において付番された番号を寄附募集ポータルサイトに掲載することを地方団体に義務化し、未審査返礼品について寄附募集を不可とすることを求める。   | 総務省           |
| 25-2 | 34  | 福井市、秋田県、栃木県   | 北海道、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、秋田市、いわき市、佐野市、高崎市、長野県、名古屋市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、亀岡市、城陽市、豊中市、寝屋川市、大阪狭山市、島根県、大牟田市、山鹿市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | ふるさと納税の返礼品に係る事前確認期間の短縮   | 令和5年10月1日からの指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等について、総務省による事前確認が円滑に行われるよう運用の改善を求める。<br>例えば、毎月1日に都道府県を通じて総務省に提出された確認書については、遅くとも当該月末までには総務省から確認完了の連絡が行われるようにしてほしい。   | 総務省           |
| 25-3 | 89  | 大阪府、山形県、福島県、栃木県、岐阜県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、鳥取県、島根県、宇和島市、熊本県                     | 北海道、宮城県、仙台市、いわき市、茨城県、長野県、豊橋市、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、宇和島市、熊本県  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | ○ | ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等  | ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化すること。あわせて、市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること。   | 総務省           |
| 26   | 26  | 東京都、新潟県   | 北海道、花巻市、茨城県、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、島根県  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | ○ | 自治体情報システム標準化後の税務システムによる敷地権設定土地に係る価格等情報の通知を可能とすること                    | 自治体情報システム標準化後において、税務システムにより、敷地権設定土地に係る価格等情報が適切に通知されるよう、当該システム標準仕様書の見直しを行うこと。  | 総務省           |
| 27   | 27  | 東京都<br>重点3  | 北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | ○ | 戸籍情報連携システムの利用対象の拡大   | 戸籍情報連携システムの利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること  | 総務省、法務省       |
| 28   | 28  | 藤沢市、神奈川県  | 旭川市、花巻市、いわき市、さいたま市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、寝屋川市、小野市、奈良県、和歌山県、鳥取県、米子市、佐世保市、熊本県                               | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | ○ | 法律における届出システムの統一化・共通化   | 各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。<br>令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなつたが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされたい。  | デジタル庁、環境省     |
| 29   | 29  | 豊田市   | 札幌市、函館市、花巻市、仙台市、秋田市、ひたちなか市、館林市、越谷市、荒川区、藤沢市、海老名市、浜松市、鈴鹿市、大阪市、高槻市、安来市、岡山市、広島市、砥部町、久留米市、大野城市、熊本市、鹿児島市、特別区長会 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | ○ | 健康保険の資格情報等をオンライン資格確認等システムにおいて照会可能とすること                               | 番号法における独自利用事務の情報連携のうち、健康保険の資格情報等の照会は、情報提供ネットワークシステムを使用した「情報連携」に加え、医療機関等が利用している「オンライン資格確認等システム」での照会を可能とすること。   | デジタル庁、厚生労働省   |
| 30-1 | 30  | 豊田市<br>重点1  | 札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市                   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知                           | 国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。<br>また、上記の実効性を高めるため、国、機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。  | 総務省、法務省、国土交通省 |
| 30-2 | 108 | 神戸市<br>重点1  | 函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、大牟田市、大村市、宮崎市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大     | 本人確認書類として住民票(写)の提出を求めていた行政手続について、住基ネット情報を用いて住民票情報を確認することによって、申請者からの住民票(写)の提出を不要とすることを可能としていただきたい。<br>住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住基ネットシステムの利用を通じて最新の住所確認等を行えるよう、住民基本台帳法の規定を見直すことを求める。   | 総務省、法務省       |
| 31-1 | 31  | 茨城県   | 花巻市、相模原市、浜松市、名古屋市、兵庫県、東温市、山鹿市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 条例公布時の長の署名について電子署名による方法を追加   | 災害時など登場が難しい場合でも条例公布を行えるよう、条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法も可能とし、いずれかを各自治体の判断で選択できるようにする。   | 総務省           |
| 31-2 | 78  | 徳島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都府、堺市、兵庫県、愛媛県、北九州市、福岡市 | 花巻市、郡山市、長野県、浜松市、愛知県、東温市、山鹿市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 条例公布的手続について署名による方法を可能とすること   | 行政のデジタル化の推進を図るため、地方自治法に基づく条例公布的手続について、署名による方法も可能とする法改正式は従来の法解釈の変更を求める。  | 総務省           |
| 32   | 32  | 茨城県   | ひたちなか市、浜松市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 普通交付税の後年度精算措置の期間延長   | 普通交付税算定期に見込む基準財政収入額のうち、法人二税率については、決算額と乖離が生じた場合に、差額分が翌年度から3年間1/3ずつ普通交付税の算定期に減算もしくは加算される仕組みとなっている。<br>国において現行3年間の精算期間を2年間延長し、各年度の普通交付税算定期への減算影響を緩和するよう見直しを求める。  | 総務省           |
| 33   | 33  | 福井市、福井県   | 滋賀県  | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | ○ | 「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直し                                   | 森林クラウドシステム上において地番等の情報公開が可能となるよう「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直しを求める。  | 農林水産省         |
| 34   | 35  | 山口県、中国地方知事会、九州地方知事会   | 函館市、宮城県、茨城県、神奈川県、川崎市、低部町、高知県、熊本県、山鹿市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | ○ | 日本年金機構年金事務所への賞与支払届正処理の電子化  | 賞与支払届の訂正に係る手続きの明文化を図るとともに、訂正処理について、電子申請システム(e-Gov)による差し替え(取消処理後、データ上書き)又は電子申請システムへの(訂正届対応)機能追加を求める。あわせて、年金事務所が送付する標準報酬決定通知については、当初届出と訂正処理後の送付方法も異なる上、被保険者毎の通知となり、確認作業に適していないため、電子データによる一覧表示形式での送付を求める。<br>また、その他届出(算定基礎届・月額変更届等)の訂正処理についても電子的な手続が可能となるよう検討いただきたい。   | 厚生労働省         |

|      |     |  |   |              |          |   |   |   |             |
|------|-----|--|---|--------------|----------|---|---|---|-------------|
| 36   | 36  | 山口県、山形県、津市、中国地方知事会、九州地方知事会   | 花巻市、宮城県、茨城県、川崎市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 「GビズID」の取得等に係る手続の簡素化                          | 厚生労働省管轄の日本年金機構が提供する当月保険料額情報等は「オンライン事業所年金サービス」から受け取れるが、サービス利用に必要となるGビズIDの取得について、地方自治体からの申請手続ではなく、サービス所管省庁がIDを必要とする事務又は課室毎に地方自治体に対しGビズIDを付与するような仕組みとするなど地方自治体の手続を簡素化すること。<br>併せて、地方公共団体がGビズIDのマイペイペルログインする方法については、ログイン毎に求められる職員のスマホを通じた2要素認証の省略又は個人的でない認証方法に変更すること。   | デジタル庁       |
| 37   | 37  | 山口県、山形県、福島県、中国地方知事会、九州地方知事会  | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、宮城県、いわき市、白河市、茨城県、川崎市、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、鳥取県、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、大分市                  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | マイナンバーカード交付事務費補助金に係る事務手続の見直し                  | マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、市町村での作成企業や都道府県での確認作業を円滑に行えるよう、以下のように要綱や様式の見直し及びデータ集計可能な構築(システム構築(既存システム活用を含む)又はファイルの見直し)を行うこと。<br>①様式数やファイル数は極力少なくする<br>②合計欄や同一数値入力箇所は自動入力とするか自動チェック機能を持たせる<br>③要綱と様式の対応を明確化する<br>④要綱の対象経費に係る記載を分かりやすくする<br>⑤様式の記入方法を明確化する  | 総務省         |
| 38   | 38  | さいたま市  | 宮城県、ひたちなか市、三郷市、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、堺陽市、宇和島市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 07_産業振興  | ○ | 水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し | 水道事業DXにおけるスマートメーターの導入促進あたって、コスト削減に向けた水道メーターの検定有効期間の見直しを求める。また、検定有効期間の見直しにあたっては、実証実験を行う各水道事業体からのデータ収集方法を確立するとともに、定期的に見直しの経過について各水道事業体に情報提供すること。  | 経済産業省       |
| 39   | 39  | 秋田県、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、大潟村、羽後町、山形県、三重県、大坂府、岡山県、全国知事会                     | 北海道、花巻市、宮城県、茨城県、相模原市、浜松市、守口市、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等          | 選挙に関する「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」等の照会において、各市町村が直接入力できる全国共通のオンラインシステムを導入することにより、都道府県における集計事務や市町村の入力事務の効率化を図ること。<br>また、選挙に関する各種照会の内容を精査し、重複するなど不要な調査項目の削減について検討すること。  | 総務省         |
| 40-1 | 40  | 秋田県、栃木県、全国知事会  | 宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、長野県、岐阜県、寝屋川市、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、久留米市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止                | 保健師・助産師・看護師免許の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と免許を受ける者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進とともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。  | デジタル庁、厚生労働省 |
| 40-2 | 64  | 埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、埼玉県、大坂府  | 宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等                    | (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。<br>(2) 国家資格等の紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。  | デジタル庁、厚生労働省 |
| 41   | 41  | 八王子市   | 花巻市、秋田市、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、豊橋市、半田市、西宮市、斑鳩町、広島市、福山市、長崎市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 転出元の自治体における税に係る証明書をコンビニ交付機で取得可能とすること          | コンビニ交付サービスでは、交付時点でマイナンバーカードに登録されている現住所地の税証明書交付サービスを受けることができる。一方で、本サービスにおいては、住民税の課税基準日(1月1日)以降に市外へ転出した者が、マイナンバーカードを使用して転出元の自治体に対してマルチコピー機(コンビニ交付機)で税に係る証明書の取得をすることは不可能である。今回、当該取得が可能となるようマイナンバーカードの登録内容の変更など必要な措置を要する。   | 総務省         |
| 42   | 42  | 八王子市   | 花巻市、ひたちなか市、高崎市、豊橋市、豊中市、斑鳩町  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等         | マイナンバーカードを利用した税に係る証明書交付の電子申請化を推進していくうえで、本人申請ではなく代理人が申請する場合の、代理人のマイナンバーカードを利用した証明書請求の仕組みの構築及び利活用の周知を求める。<br>具体的な要望内容は下記のとおりである。<br>①マイナポータル利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム(全自治体統一の様式)を構築し、国民及び行政へ活用の周知を図ること<br>②(上記①が困難ならば)、現状、当市では、真正性の担保の観点から、民事訴訟法第228条第4項を踏まえ、委任状は原本である必要があると想定しているところ、代理人が委任状を窓口に持参することなく、委任状のデータ添付により電子申請を可能とするよう、その整理及びその旨について所管官庁から通知の発出をお願いする。 | 総務省、法務省     |
| 43   | 43  | 愛媛県、山形県、栃木県、広島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県 | 宮城県、秋田県、秋田市、郡山市、千葉県、荒川区、川崎市、相模原市、横須賀市、海老名市、富山県、浜松市、名古屋市、津島市、刈谷市、大坂府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、熊本市                          | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築 | ○ | 社会資本整備総合交付金システムによる申請手続等の改善                    | 社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できよう改修を行うこと。あわせて、同じシステムに係るマニュアルについても、初任者でも利用しやすいよう、事務手続(システム)の一連の流れ(処理)を記載したフロー図を追加し、マニュアルの説明文にある添付資料の名称にイメージ図を追加すること、改善を図ること。   | 国土交通省       |
| 44-1 | 44  | 三鷹市  | 旭川市、花巻市、宮城県、いわき市、浜松市、半田市、津島市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 指定管理者による施設使用料の徴収において後払い式電子決済を活用可能とすること        | 指定管理者による施設使用料の徴収(使用料金制)において後払い式電子決済を活用可能とすること。また、活用可能な場合に、その制度の根拠について地方公共団体で周知すること。   | 総務省         |
| 44-2 | 250 | 神戸市  | 芦小牧市、花巻市、さいたま市、川越市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋市、津島市、今治市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 指定管理者等を指定納付受託者に指定可能とすること                      | 決済事業を有しない事業者(指定管理者等)を指定納付受託者に指定可能とすることを求める。<br>また、上記が困難な場合は、自治体が指定管理者等から「利用料金」の徴収事務を受託可能とすることを求める。  | 総務省         |
| 45   | 45  | 茅ヶ崎市<br><br><b>重点3</b>   | 札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること              | 戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他の総務省令で定める書類の添付を求める規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。  | 総務省、法務省     |
| 46   | 46  | 茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会<br><br><b>重点3</b>   | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市 | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | ○ | 住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること        | 住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。  | 総務省、法務省     |
| 47   | 47  | 茅ヶ崎市、福島県   | 函館市、旭川市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、相模原市、名古屋市、半田市、寝屋川市、朝来市、宇和島市、延岡市、大牟田市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ等のガバメントクラウドへの移行       | 住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバ、市区町村CS(コミュニケーションサーバ)のガバメントクラウドへの移行を求める。  | 総務省         |
| 48   | 48  | 鳥取県、宮城県、三重県、大阪市、奈良県、中国地方知事会、関西広域連合   | 花巻市、茨城県、守口市、茨木市、小野市、高松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 投票立会人の配置要件の見直し等                               | 公職選挙法第38条第1項において「二人以上五人以下の投票立会人を選任し」と規定するなど、投票立会人を2人以上選任することを義務付けるが、①投票立会人の人数に係る要件を緩和し「一人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める。期日前投票所においては、2人から1人にするなど、現在においては過剰となっている投票立会人に係る配置要件を見直すことを求める。<br>あわせて、②デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること。<br>現行の投票立会人の役割・必要性等あり方にについて改めて検討し、自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようすること。  | 総務省         |

|      |    |  |  |              |          |   |  |   |                     |
|------|----|--|--|--------------|----------|---|--|---|---------------------|
| 49   | 49 | 山梨県、全国知事会  | 旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、岡山県、山口県   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生 | ○ | 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化                        | 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、全国統一のオンラインシステム等により、事業者が複数の都道府県等に一括して提出できる仕組みを構築すること。  | デジタル庁、環境省           |
| 50   | 50 | 茨木市  | 札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、白河市、柏原市、上田市、名古屋市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、西宮市、朝来市、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、鹿児島市    | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 転入届等の署名について電子サインによることを可能とすること                                | 転入届を受け付ける窓口に「書かないワンストップ窓口」システムを導入する際、法令等で求められる届出者の署名について、当該システム上での電子ペ็นによる署名など電子サインによることを認めること。<br>具体的には、「住民基本台帳法第52条第1項の「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合」の対象から住民基本台帳法第22条第1項の届出（転入届）を除くことで、転入届を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結できるようにするとともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第4項に規定する「氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるもの」として、電子ペ็นでの署名など電子サインを認めること。<br>また、住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出における署名についても、電子ペ็นでの署名など電子サインによることを認めること。 | デジタル庁、総務省           |
| 51   | 51 | 中核市市長会   | 札幌市、八戸市、花巻市、郡山市、白河市、柏原市、上田市、名古屋市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、特別区長会           | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること                                 | 住民票の写し等の各種証明書について、住民の利便性の向上、行政の効率化等の観点から、電子的な交付が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。   | デジタル庁、総務省           |
| 52   | 52 | 奈良県、福島県、栃木県  | 旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県                         | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生 | ○ | 産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること | 環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。  | 警察庁、総務省、法務省、環境省     |
| 53   | 53 | 別府市  | 札幌市、函館市、川崎市、浜松市、名古屋市、熊本県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 住居表示事務に係る法務局からの情報についてオンラインで提供を受けることを可能とすること                  | 市町村が実施する住居表示に係る事務について、住居表示に関する法律第11条に定める国機関等の協力に基づき、事務の実施に必要な情報を法務局に求めた際、オンラインにより提供を受けることを可能とすることを求める。  | 総務省、法務省             |
| 54   | 54 | 指定都市市長会、宮城県、角田市、宮城県後期高齢者医療広域連合   | 札幌市、旭川市、花巻市、いわき市、白河市、茨城県、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、高知県、大牟田市、熊本県、大分市 | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取消機能の追加等                     | 市区町村の住民基本台帳システム上の誤入力により、マイナンバーカード等が自動失効となった場合に、地方公共団体情報システム機構が管理する個人番号カード管理システム及び公的個人認証システム上に、市区町村が自ら住基ネット接続端末を操作する方法又は市区町村から当該機構に処理依頼する方法により『失効の取消』か『失効状態からの回復』の処理を可能とする機能を設けること。また、誤入力により失効となることを未然に防ぐため、システム的な複層チェックが可能となるよう、住民基本台帳システムの機能改善を行うこと。   | デジタル庁、総務省           |
| 55   | 55 | 指定都市市長会、福島県  | 花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本県、鹿児島市、特別区長会         | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携                         | 生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。  | 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 |
| 56-1 | 56 | 指定都市市長会、福島県  | 花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本県、鹿児島市、特別区長会        | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等                                 | 生活保護法第29条に基づく資産調査の在り方について、すべての銀行口座を一括で照会できる方式を整え、電子データによる回答により、調査漏れと人の確認漏れを減らし、照会先である銀行側の負担も軽減できるよう電子化を進められたい。  | 金融庁、厚生労働省           |
| 56-2 | 79 | 仙台市、札幌市、岩手県、宮城県、角田市、多賀城市、富谷市、山形県、福島県、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、宮城県後期高齢者医療広域連合 | 花巻市、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、豊橋市、半田市、刈谷市、小牧市、茨木市、交野市、小野市、高知県、熊本県、鹿児島市、特別区長会             | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | ○ | 生活保護法第29条に基づく資産調査に係る預貯金会システムの構築等                             | 生活保護法(以下、法)第29条に基づく資産調査(以下、本調査)について、適切かつ円滑な調査を実施するため、以下の措置を講ずることを求める。<br>○本調査に係る銀行等の金融機関からの報告を義務付ける又は、協力を要請する明確な規定を設けるとともに、用紙代及び照会手数料の負担を明示した通知を発出すること。<br>○マイナンバーを活用するといった全国共通の預貯金会システム(以下、システム)を構築する等、本調査に係る行政の効率化等を図るための仕組みづくりを行うこと。   | 金融庁、デジタル庁、厚生労働省     |
| 57   | 57 | 指定都市市長会  | 柏市、墨田区、浜松市、名古屋市、山口県、高知県、熊本県、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生 | ○ | 食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装                                  | 食品衛生申請等システムにオンライン決済機能の実装を求める。   | デジタル庁、厚生労働省         |
| 58   | 58 | 指定都市市長会  | 旭川市、いわき市、静岡県、浜松市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、佐世保市、熊本県、鹿児島市                                   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生 | ○ | 大気汚染防止法第27条第2項に基づく通知の電子化等                                    | 大気汚染防止法第27条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。  | 経済産業省、環境省           |
| 59-1 | 59 | 指定都市市長会  | 旭川市、花巻市、浜松市、名古屋市、西宮市、高松市、熊本県   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | 差戻し時の申請者修正機能などマイナポータル・ぴったりサービスの利便性向上                         | 以下の機能を付与するなど、マイナポータルの利便性向上を求める。<br>・マイナンバーカード以外でのログイン機能<br>・事業者向け手続の作成機能<br>・申請書様式登録不要のフォーム作成機能<br>・行政区(区役所)や消防署等特定の申請先を指定した申請<br>・クレジットカード等のオンライン決済機能<br>・四則演算や年齢等の計算機能<br>・申請者への送信メール文言(申請完了等)編集機能<br>・申請取下げ機能<br>・差戻時ににおける申請内容修正機能<br>・申請データをダウンロードや審査ステータス変更の一括処理<br>・交付物発行<br>・形式チェック、重複チェック<br>・ログイン時のマイナンバーカード読取回数を削減  | デジタル庁               |
| 59-2 | 72 | 宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、山形県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合  | 花巻市、荒川区、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○ | ぴったりサービスにおける手続作成の簡素化及び機能拡充                                   | マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、行政手続をオンラインで行うことができる「ぴったりサービス」において手続を作成するに当たり、様式を登録せども作成可能とすること及び作成した手続の公開対象を限定できること。  | デジタル庁               |
| 60   | 60 | 埼玉県、東京都  | 北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、島根県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | ○ | 自動車登録手続へのマイナンバーの活用等  | 令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。<br>自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の返付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。  | デジタル庁、総務省、国土交通省     |
| 61   | 61 | 埼玉県、神奈川県   | 滋賀県、京都府、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生 | ○ | 狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること                                     | 狩猟免許の申請等に際して添付が義務付けられている「顔写真」について電子データによる提出を可能とすること。  | 環境省                 |

|    |    |   |  |              |             |   |  |  |                       |
|----|----|---|--|--------------|-------------|---|--|--|-----------------------|
| 62 | 62 | 埼玉県、山形県、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、八潮市、美里町、神川町 | 花巻市、高崎市、木更津市、小牧市、兵庫県、熊本市、鹿児島市、特別区長会  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等   | 特別弔慰金請求手続について、提出書類への自署・押印を廃止し、マイナポータルを通して又は新たに電子申請窓口を創設し、マイナポーターカードを用いて電子申請できるようオンライン化すること。<br>また、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ、受付窓口となる請求者の居住市町村職員が過去の請求履歴及び請求時の詳細(請求者氏名、生年月日、続柄等)に関する情報を保護システムを通して閲覧できること。   | 財務省、厚生労働省             |
| 63 | 63 | 埼玉県   | 宮城県、茨城県、相模原市、岐阜県、高知県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 健康保険法により保険医療機関等として指定を受けた事業者に関する情報を提供する方法の明確化                         | 健康保険法により保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)として指定を受けた事業者に関する情報について、地方厚生局は、介護保険法に基づき事業者指定を行う都道府県等に対して、電子データでの提供が可能であることを明確化することを求める。   | 厚生労働省                 |
| 65 | 65 | 埼玉県、山形県、福島県、栃木県、大阪府   | 宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 医療関係従事者による届出制度の一元化及び届出システムの構築  | 医療関係従事者届及び離職時届出制度「とどける」を統合・廃止し、免許番号に基づき、免許取得時・就職時・離職時・転居時に国への届出を行う実効性のある制度及びシステムを構築すること。<br>【備考】<br>マイナポータルと連携する場合は、転出入届などに併せて自動で情報が更新されるように構築することで届出対象者の負担がより軽減できること。<br>なお、現行制度の整理・統合などの検討をしないまま、ただ制度やシステムの追加などをを行うことは避けいただきたい。<br>※准看護師は都道府県資格であるため、各道府県及び関西広域連合にシステム管理権限を一定程度付与するものとする。<br>※同じく医療関係従事者届にて届出義務がある歯科衛生士・歯科技工士も同様に取り扱うこと。 | 厚生労働省                 |
| 66 | 66 | 長野県   | 茨城県、神奈川県、山口県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | ○ | 調理師業務従事者届出制度の廃止又は個人情報の記載の廃止及び申請のオンライン化                               | 調理師法に基づく調理師業務従事者届制度について、具体的に活用されている実態がないことから廃止することを求める。<br>廃止が困難な場合には、衛生行政報告例の統計資料としての活用に特化し、個人情報の収集は行わないよう届出事項の見直しを行い、申請・集計・報告を電子申請を活用したオンライン化することで自治体の業務負担の軽減を図られたい。   | 厚生労働省                 |
| 67 | 67 | 岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会   | 花巻市、山形市、水戸市、ひたちなか市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、島根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡浜市、高知県、南国市、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会 | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完結できるようにすること                                    | 法定受託事務として地方公共団体が行う基幹統計調査について、紙媒体での調査票の配布を原則廃止し、調査票の配布から回収まで全てのプロセスがオンラインで完結するよう制度全体を見直すとともに、統計調査員による調査は、オンライン回答が困難な調査客体への調査票配布・回収など補完的なものに限定されるよう見直しを図ること。   | 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 |
| 68 | 68 | 千葉県、三重県   | 花巻市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し                                      | 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)附属書IIIに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化することと又は附属書IIIを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。   | 総務省、外務省               |
| 69 | 69 | 千葉県   | 宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、兵庫県、島根県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みの構築等                                 | 自動車登録時の税申告・審査手続の円滑化を図るために、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでの間は、自動車検査証記録事項の交付措置期間を延長すること。   | 国土交通省                 |
| 70 | 70 | 宮城県、岩手県、仙台市、多賀城市、秋田県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合                               | 花巻市、熊本市、山鹿市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | 特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのよな閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を示すこと | 児童手当を始めとした自治体内部で完結する職員などの個人番号利用事務については、通常の番号利用事務とは区別し、個人番号利用や事務処理がより効率的に実施できるよう、特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのよな閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに示すことを求める。   | 総務省                   |
| 71 | 71 | 宮城県、岩手県、仙台市、塩竈市、多賀城市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合                               | 花巻市、茨城県、長野県、宇和島市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | 都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること                               | マイナーパー制度について、各都道府県と教育委員会間の情報連携を容易にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)上、情報保有機関として、各都道府県と教育委員会を区別せず、一つの情報保有機関とみなすなど、共同して一つの自治体中間サーバーを利用可能とするよう、制度の見直しを求める。   | デジタル庁、総務省             |
| 73 | 73 | 宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合<br><b>重点2</b>         | 旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること   | デジタル庁の「jGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。<br>・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できること。<br>・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。<br>・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようすること。   | デジタル庁                 |
| 74 | 74 | 宮城県、岩手県、山形県、広島県、仙台市、美里町、宮城県後期高齢者医療広域連合                                | 茨城県、さいたま市、荒川区、神奈川県、川崎市、岐阜県、京都府、愛知県、広島市、山口県、徳島県、高知県、久留米市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 医薬・薬事関係の通知に係る周知方法の見直し等   | 厚生労働省から医薬・薬事関係の通知文を「調査・照会(一齊調査)システム」経由で受け取っているが、それを速やかに業界団体へ周知するため、国が通知発出後、当該通知を分類分けし、一元化して掲載する、医薬関係者にとって利便性の高いポータルサイトの創設を求める。   | 厚生労働省                 |
| 76 | 76 | 徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳴門市、愛媛県、高知県、関西広域連合                             | 旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | ○ | 遠隔での被災自治体の支援を可能とすること   | 災害時における遠隔支援を前提とした市町村の援護計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。<br>また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。   | 内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省  |
| 77 | 77 | 徳島県、滋賀県、京都市、奈良県、香川県、高知県   | 花巻市、いわき市、白河市、茨城県、前橋市、三郷市、桿市、豊中市、寝屋川市、岡山県、東温市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | DV等支援措置に係る手続のオンライン化  | DV等支援措置の手続(下記)のうち、②についてマイナーパーカードを用いてオンライン手続できるよう住民基本台帳事務処理要領を改正すること。<br>①申出者→相談機関へのDV等被害の相談<br>②申出者→市区町村への支援措置申出書の提出<br>③市区町村→相談機関への支援の必要性の確認<br>④相談機関→市区町村への意見を記載した確認書の返送<br>⑤市区町村が申出者に対して支援開始の連絡、関係市区町村への申出書の転送  | 総務省                   |
| 80 | 80 | 兵庫県、東京都、滋賀県、堺市  | 旭川市、花巻市、多賀城市、さいたま市、長野県、名古屋市、寝屋川市、西宮市、宇和島市、佐世保市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | マイナーパー利用事務系への無線LAN接続等を可能とする具体的な対策の明示                                 | 無線LAN及びテレワーク環境下においても、マイナーパー利用事務系への接続を可能とする具体的な技術的対策を示すこと   | 総務省                   |
| 81 | 81 | 兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県   | 宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 登録喀痰吸引等業務における申請手続きに係る添付書類の簡素化等                                       | 登録喀痰吸引等業務に係る申請手続きがオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とすること   | デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省   |
| 82 | 82 | 北九州県、札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、広島市、宗像市、遠賀町                       | 花巻市、浜松市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | 給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し   | 各種給付金等について、公金の支出の委託が円滑に実施できるよう、公金の支出の委託についても、徴収事務の収納事務の委託同様に、公権力の行使までを含んだ支出事務と公権力の行使までを含まない支払事務で分類し、支払事務において委託できる経費として「補助金、負担金及び交付金」を追加することを求める。   | 総務省                   |
| 84 | 84 | 特別区長会   | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鳴巣市、町田市、東久留米市、相模原市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | マイナーパーカードの交付等に必要な統合端末の無線による接続を可能とすること                                | J-LIS提供の「市町村機器整備概要」において指定されている住民基本台帳ネットワークの有線による環境構築を、統合端末については無線による接続を許容していただきたい。   | 総務省                   |
| 85 | 85 | 特別区長会   | 札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、三郷市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 印鑑登録証明の印影登録等のオンライン化  | 印鑑登録証明の印影に関する情報を自治体間で共有することで、住所異動があった際も届出に来庁することなく手続きのオンライン化をはかることができる。  | 総務省                   |

|     |     |  |   |              |             |   |  |  |                    |
|-----|-----|--|---|--------------|-------------|---|--|--|--------------------|
| 86  | 86  | 特別区長会  | 札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、熊本市                                  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | 転入届・転居届の電子申請を可能とすること   | 住民基本台帳法上の転入届及び転居届について、電子申請を可能にするための法整備を行うことを改めて強く要望する。   | 総務省                |
| 87  | 87  | 特別区長会  | 花巻市、ひたちなか市、高崎市、寒川町、長野県、三島市、大阪市、寝屋川市、西宮市、広島市、東温市、福岡市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付等に係る電子申請を可能とすること   | 後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付等に係る電子申請を可能とすること   | 厚生労働省              |
| 90  | 90  | 大阪府、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県                    | 高崎市、高知県、熊本県、特別区長会   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 特別弔慰金請求書の受付事務のDX化  | 特別弔慰金の請求書受付事務に關し、国においてAI-OCRとRPA等の活用も検討し、請求書受付処理システムを構築することにより、都道府県における受け入力及び請求書入力に係る事務の効率化を図ること。<br>併せて、AI-OCR等を活用する場合は、特別弔慰金請求書の様式を、その使用を前提とした読み取りしやすい様式に見直すこと。  | 財務省、厚生労働省          |
| 91  | 91  | 大阪府、栃木県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、沖縄県                | 旭川市、花巻市、宮城県、高崎市、川口市、千葉県、神奈川県、浜松市、豊橋市、京都府、大阪市、高知県、熊本県  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | ○ | 社会福祉施設等における災害時情報共有システムに係る利用権限の見直し等   | 社会福祉施設等における災害時情報共有システムについて、市町村に対して、平時の施設情報や、災害時の被災情報等が登録できるよう、権限の付与を求める。<br>また、都道府県において、権限付与済の市の被災情報等の登録状況を閲覧できるよう改善を求める。<br>介護サービスの情報公表及び障害福祉サービスの情報公表並びに同システムに付加されている災害時情報共有システムについて、相互連動等の改修を求める。   | こども家庭庁、厚生労働省       |
| 92  | 92  | 大阪府、山形県、栃木県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、沖縄県、関西広域連合         | 旭川市、宮城県、茨城県、高崎市、川口市、浜松市、島根県、高知県、福岡県、神戸市、和歌山県、沖縄県  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | ○ | 災害時情報共有システムの対象に保護施設を追加すること   | 災害時情報共有システムの対象に、保護施設(救護施設など)を追加することを求める。   | こども家庭庁、厚生労働省       |
| 93  | 93  | 特別区長会  | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、町田市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市                  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | マイナンバーカード及び電子証明書の諸手続きにおける本人確認等をオンライン化し、来庁せず手続きを完結すること  | マイナンバーカードの諸手続きにおける本人確認をオンラインで実施できるものとし、手続き(交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等)をすべてを来庁せず完結できる制度構築を求める。  | 総務省                |
| 94  | 94  | 兵庫県、三重県、大阪府                                    | 旭川市、花巻市、千葉県、相模原市、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | ○ | 災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援する、標準化した防災情報システムの構築   | 各自治体の防災システムの現状・課題・取組を把握したうえで、収集データの統一と一元管理及びいずれの機関からも入力可能かつ複数人が生じない簡易入力インターフェースを備えるなど、標準化した防災情報システムを構築すること。  | 内閣府                |
| 95  | 95  | 神戸市、福島県、大阪府<br><b>重点4</b>                      | 札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市             | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | ○ | 保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等  | 遭遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。<br>自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。<br>また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。 | こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省 |
| 96  | 96  | 神戸市  | 花巻市、宮城県、川崎市、富山県、浜松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | ○ | 総務省伝搬障害防止区域図縦覧システムに係る利便性の改善等   | ①インターネットで利用可能な「総務省 伝搬障害防止区域図縦覧システム」について、公共の安全の観点から、携帯電話事業者によって本人確認が行われた者のみが利用可能とされているが、確認方法を多様化するなど想定利用者である事業者等の利便性を改善すること<br>②先に①を講じた上で、地図縦覧方法の案内・相談手続き周知において、地方公共団体事務所ではなく総務省への誘導<br>③最終的に、地方公共団体事務所における電波伝搬障害防止区域図の縦覧の廃止                                  | 総務省                |
| 97  | 97  | 神奈川県   | 北海道、岩手県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、高知県、熊本県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化    | ○ | 高校生等奨学給付金のオンライン申請における高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)との一体化等   | 高等学校等就学支援金のマイナンバー利用開始に伴って、同支援金支給事務のため取得した税情報を高校生等奨学給付金支給事務に利用できるよう、制度の見直しを図ること。<br>さらに、高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)の申請と一体のオンライン申請システムを導入すること。<br>加えて、申請者にとってわかりやすい制度にするため、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること。             | デジタル庁、文部科学省        |
| 98  | 98  | 徳島県、山形県、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、関西広域連合             | 北海道、宮城県、横手市、いわき市、川崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、鹿児島県  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 登記・供託オンライン申請システムによる表示・権利の嘱託登記に係る添付情報の原本提示を不要とすること  | 地方公共団体が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて「表示」と「権利」の嘱託登記を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないものとする。   | 法務省                |
| 99  | 99  | 徳島県、青森県、山形県、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 | 北海道、横手市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、川崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、安来市、大牟田市、長崎市、熊本市、鹿児島県                                      | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること                                    | 地方公共団体の職員が登記・供託オンライン申請システムを用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないものとするとともに、オンラインでの手続の完結を可能とすることを求める。   | 法務省                |
| 100 | 100 | 北広島市   | 花巻市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、福井市、松本市、寝屋川市、斑鳩町、高松市、熊本市、那覇市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | ○ | 登記所が所有している登記データの一括出力機能の追加  | 登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出し通知する機能又は環境を整備すること。   | デジタル庁、法務省          |
| 101 | 101 | 茅ヶ崎市   | 函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鶴巣市、町田市、浜松市、豊橋市、半田市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、鹿児島市                                 | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | マイナンバーカードの再交付に係る説明資料の提出を不要とすること等   | マイナンバーカード制度について、市民サービス向上のため、マイナンバーカード再交付時の遺失届の届出有無の確認を不要とし、焼失等の際は罹災証明書等の疎明資料の提出を不要とするよう、制度及び事務処理要領の見直しを求める。  | 総務省                |
| 102 | 102 | 兵庫県  | 北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化    | ○ | 就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化   | 就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体間サーバー(データベース(DB))への税情報の連やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと(例:市町村により混在しているデータ反映のため日次処理と月次処理を日次処理に統一等)  | デジタル庁、総務省、文部科学省    |
| 103 | 103 | 滋賀県  | 埼玉県、川崎市、高知県、鹿児島県  | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | ○ | 農林水産省共通申請システムを利用した補助金等の申請者が閲覧できるシステム「農林水産省共通申請システム(eMAFF)」を活用し、補助金等の要綱・要領の発出の際には、同システムにて一斉送信するよう求める。 | 農林水産省  |                    |
| 104 | 104 | 香川県広域水道企業団                                     | 花巻市、ひたちなか市、広島市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 04_雇用・労働    | ○ | 労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届の電子申請に係る機能改修   | 労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)の電子申請で活用する「e-Gov」について、フォーマットを編集できるような仕様、又はExcel等で作成した協定届を添付できるような仕様に改修していただきたい。   | デジタル庁、厚生労働省        |
| 105 | 105 | 相模原市   | 札幌市、函館市、旭川市、十和田市、花巻市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、鶴巣市、町田市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大野城市、宮崎県、鹿児島県 | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | ○ | 「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービス事務処理要領」の整合を図った上で統合すること。  | 総務省  |                    |

|       |     |             |   |              |               |   |   |   |                 |
|-------|-----|-------------|---|--------------|---------------|---|---|---|-----------------|
| 106   | 106 | 相模原市        | 札幌市、旭川市、花巻市、鶴巣市、神奈川県、豊橋市、寝屋川市、西宮市、米子市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市                         | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 自治体窓口において代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用登録申請を可能とすること  | 自治体窓口におけるマイナンバーカードの健康保険証登録申請について、代理人による手続を可能とすること。  | デジタル庁、総務省、厚生労働省 |
| 107   | 107 | 相模原市        | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、町田市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堤市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、鹿児島市                  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | マイナンバーカードの電子証明書に係る暗証番号の法定代理人による初期化等手続の簡素化   | 法定代理人による市区町村窓口におけるマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更については、照会書による回答を不要とすること。   | 総務省             |
| 109   | 109 | 埼玉県         | 函館市、盛岡市、花巻市、春日部市、新潟市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、大阪府、大阪市、高知県、福岡市、熊本市、沖縄県                                   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | ○ | 厚生労働省の電子申請・届出システムにより訪問介護サービス等の介護保険法に基づく指定申請を行う際、老人居宅介護等事業等の老人福祉法に基づく届出も同時に処理可能とすること | 厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、1回の入力で介護保険法(訪問介護サービス等)と老人福祉法(老人居宅介護等事業等)の手続が完了するよう、システムを改修すること。例えば、チェックボックスにチェックを入れた上で入力すれば、両手続が完了する仕様のものを求める。  | 厚生労働省           |
| 112   | 112 | 静岡市         | 花巻市、川崎市、多治見市、名古屋市、亀岡市、堺市、防府市、福岡市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | 認可地縁団体の総会における書面又は電磁的方法による決議条件の緩和  | 認可地縁団体が少なくとも毎年一回聞くことされている総会において決議する場合に、構成員全員の承諾がなくとも書面又は電磁的方法による決議をすることができるよう規定を緩和すること。   | 総務省             |
| 113   | 113 | 藤沢市         | 札幌市、函館市、旭川市、町田市、浜松市、半田市、いわき市、浜松市、半田市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、宮崎県、鹿児島市             | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | ○ | マイナンバーカードに係る事務の一部について代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うこと                          | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(以下「命令」という。)の一部及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)において、「法定代理人」と表記されている箇所を「法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為自體により代理権を有していると認められる保佐人及び補助人」とすること。  | 総務省             |
| 114   | 114 | 神戸市<br>重点5  | 盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市 | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | ○ | 狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の時限徴収等によるワンストップサービスへの参加促進                   | 狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようになる等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。   | 厚生労働省、環境省       |
| 115   | 115 | 神戸市<br>重点5  | 盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、大牟田市                          | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | ○ | 犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大  | 犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。   | 環境省             |
| 116   | 116 | 東京都、福島県、埼玉県 | 札幌市、花巻市、いわき市、岡山県、広島市、高知県、大牟田市、熊本市、特別区長会   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | 独身証明書が広域交付の対象証明書であることの明確化   | 独身証明書が広域交付の対象であることを明確化すること。   | 法務省             |
| 117   | 117 | 日の出町        | 函館市、藏王町、ひたちなか市、浜松市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 高齢者に対する経済的虐待への対応を介護保険の保険者である市町村が行うこと  | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)第2条第4項第2号の規定における施設入所者等に対する親族等による経済的虐待について、「施設所在地の市町村に偏っている虐待対応の事務負担軽減」等を図る観点から、成年後見制度の首長申立てが原則として介護保険の保険者とされていることと同様に、当該虐待対応についても介護保険の保険者が対応するよう求める。   | 厚生労働省           |
| 118-1 | 118 | 高根沢町        | 花巻市、宮城県、神奈川県、大阪市、兵庫県  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 長等の損害賠償責任の一部免責条例の改正における監査委員への意見聴取義務の見直し   | 地方自治法第243条の2の7第1項の規定による条例の改正において、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設けるよう見直しを求める。   | 総務省             |
| 118-2 | 133 | 大府市         | 花巻市、宮城県、多賀城市、神奈川県、大阪市、兵庫県   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 普通公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る規定の見直し  | 地方自治法第243条の2第2項の「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聽かなければならぬ。」に、ただし書きとして「ただし、関係条文の整理を除く。」を加えるよう見直し要件の緩和を求める。   | 総務省             |
| 119   | 119 | 静岡市         | 花巻市、川崎市、新潟市、多治見市、浜松市、名古屋市、亀岡市、堺市、広島市、防府市、宇和島市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 認可地縁団体の総会の決議に係る構成員の表決の要件を緩和すること   | 地方自治法第260条の18により、特定事項について、規約に定めることにより、世帯単位で平等な表決が可能と解釈できるが、会の運営に係る重要な事項についても世帯単位で平等な表決ができるように緩和すること。  | 総務省             |
| 120   | 120 | 智頭町         | 鳥取県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 中山間地域における助産院の嘱託医療機関契約制度の見直し   | 医療法第19条において、助産所は出産取り扱いのために嘱託医及び嘱託医療機関(産科・小児科)の契約が必要である。しかし、中山間地域においては対象病院との距離の問題(当時の事例では約50分)などの理由により、リスクの観点から契約に至ることができない場合があるため、中山間地域においては嘱託医療機関の契約を不要とし、その代案として医師が対面又は、遠隔にてサポートする医師付助産院」という措置にて、助産院での出産取扱が可能となるよう規制緩和を求める。                                       | 厚生労働省           |
| 121   | 121 | 水戸市<br>重点6  | 宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | × | 景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること   | 景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。<br>【措置例】(下記の措置は当市において既に実施)<br>・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える<br>・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る 等 | 農林水産省、国土交通省、環境省 |
| 122   | 122 | 日の出町        | いわき市、高崎市、横須賀市、浜松市、山口市   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意の要件の緩和  | 建築基準法における建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件について、死亡者や所在不明者等を合意要件から除外すること。  | 国土交通省           |
| 125   | 125 | 豊田市         | 浜松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地      | × | 屎尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理に係る固体りん酸肥料となる要件の見直し   | 菌体りん酸肥料の屎尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理の過程において、系内由来の夾雑物に限り混合を認める求めること。   | 農林水産省           |
| 126   | 126 | 茨木市、福島県     | 函館市、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、福沢市、大阪市、東温市、熊本市、宮崎県                                      | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 保育所等において一時的な食事の外部搬入を可能とすること   | 老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合等、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能とすること。  | こども家庭庁          |
| 127   | 127 | 那霸市         | 宮城県、いわき市、大田原市、上尾市、八王子市、多治見市、浜松市、豊橋市、豊田市、広島市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 人権擁護委員の候補者の推薦の市町村長への義務付けの廃止   | 人権擁護委員の候補者の推薦を自治体に義務付けていることを行わないこととされたい。<br>人権擁護委員には、真に高度な専門知識を持つ人材(弁護士等)を法務大臣(地域の法務局)が選任されたい。  | 法務省             |
| 128   | 128 | 那霸市         | 宮城県、いわき市、豊橋市、豊田市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 自治体に対する人権啓発活動「地方委託事業」の廃止  | 「人権の花運動」等の人権啓発活動を地方に委託する「地方委託」を廃止されたい。<br>法第9条に「財政措置」は委託ではなく補助とし、その際、全額補助とされたい。<br>地方委託事業の実施に将来にわたって予定される「輪番制」のような運用は廃止されたい。<br>地方委託事業のためのネットワーク協議会は廃止されたい。<br>国は法第4条の事業を、民間事業者等に委託して行う。<br>自治体は法第5条の事業を、単費または同第9条による国の補助を受けて実施する。                                  | 法務省             |
| 129   | 129 | 那霸市         | 上尾市、豊橋市、豊田市、広島市、高知県   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 人権擁護委員協議会の運営経費のための自治体負担金の廃止   | 人権擁護委員協議会の運営経費について、市町村からの負担金の廃止、又は負担が任意である旨の明確化   | 法務省             |
| 130   | 130 | 岩見沢市        | 八潮市、城陽市、高松市   | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | × | 都市計画の変更に係る都道府県知事との協議が必要となる軽易な変更の範囲の追加   | 都道府県知事との協議が必要となる軽易な変更の範囲の追加   | 国土交通省           |

|       |     |  |   |              |          |   |   |   |                     |
|-------|-----|--|---|--------------|----------|---|---|---|---------------------|
| 131   | 131 | 大府市  | 花巻市、多賀城市、ひたちなか市、朝霞市、川崎市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、寝屋川市、高知県、長崎市、諫早市、熊本市、宮崎県、鹿児島市               | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 社会福祉主事の任用資格要件の緩和                                    | 生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。<br>【要件緩和の内容】<br>社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。  | 厚生労働省               |
| 135   | 135 | 智頭町、鳥取県  | 北海道、多賀城市、高知県  | B 地方に対する規制緩和 | 04_雇用・労働 | × | 特定地域づくり事業協同組合が雇用する派遣職員の労災保険率適用基準の見直し                | 特定地域づくり事業としての派遣における労災保険率について、組合に所属する派遣職員の多数を占める職種等により組合一律の率を適用するではなく、派遣職員ごとの派遣職種の実態に合わせた率を適用することを求める。   | 厚生労働省               |
| 136   | 136 | 北広島市   | 多賀城市、浜松市、小牧市、沖縄県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 都市部における保育所等への賃借料等支援事業における支援対象の拡大                    | 保育対策総合支援事業費補助金における、「認可保育所等設置支援等事業の実施について(令和5年4月19日こども家庭庁成育局長通知)」のうち、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の支援対象を、以下①、②以外の自治体にも拡大を求める。<br>①「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について(平成28年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」別表に掲げる自治体<br>②自ら緊急対策の取組を希望し、平成28年4月27日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係へ登録を行った自治体                       | こども家庭庁              |
| 137-1 | 137 | 城陽市<br><br>重点12  | 花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、福沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し                            | 保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。<br>又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を示すことを求める。   | こども家庭庁、文部科学省        |
| 137-2 | 209 | 奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大坂市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合<br><br>重点12                             | 花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、福沢市、田原市、羽曳野市、広島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等                        | 「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児(3~5歳児)と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期(0~2歳児)における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。<br>なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。 | こども家庭庁、文部科学省        |
| 138   | 138 | 舞鶴市  | 苦小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大垣市、守口市、茨木市、大野城市、大村市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 期日前投票所周辺における選挙運動の見直し                                | 期日前投票所を設置した建物又は施設の周辺において、期日前投票期間(時間)中における街頭演説の開催制限又は静穏保持に関する明確な措置を講じられたい。   | 総務省                 |
| 139   | 139 | 今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市                            | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等                     | 厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。<br>その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。  | 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 |
| 140   | 140 | 美里町、宮城県、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、柴田町、大衡村、涌谷町、女川町  | 盛岡市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、浜松市、枚方市、那覇市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 要介護認定の申請に係る事務処理期間の弾力化                               | 介護保険法第27条第11項で規定する申請に対する処分について、当該期間を自治体の実情に応じ条例で規定できるよう改正する。  | 厚生労働省               |
| 141   | 141 | 千葉市  | さいたま市、川崎市   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地 | × | 農地法施行令第3条第2項、第10条第2項に基づく届け出の受理・不受理の書面通知の廃止          | 市街化区域内農地の「転用(農地法第4条)」及び「権利の設定・移転を伴う転用(農地法第5条)」に係る届出について、届出の受理又は不受理を書面で通知しなければならないが、政令を改正して該当条項を廃止することを求める。  | 法務省、農林水産省           |
| 142   | 142 | 千葉市  | 札幌市、花巻市、川崎市、浜松市、広島市、特別区長会   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | × | 裁判所が発付する捜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすること | 裁判所が発付する捜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすることを求める。  | 法務省                 |
| 143   | 143 | 岡垣町、大牟田市、久留米市、柳川市、春日市、宗像市、筑前町、大木町  | 札幌市、花巻市、宮城県、郡山市、いわき市、豊橋市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、安来市、広島市、鳴門市、東温市、福岡市、大村市、熊本市                             | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | × | 住民申出による転入日・転出日等の修正において市町村間で通知を行うことの統一化              | 住民からの申出による転入日や転出日などの修正における、市町村間の通知の統一的な方針を求める。  | 総務省                 |
| 145   | 145 | 生駒市  | —   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置                               | 下記いずれかの手法により、非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置を求める。<br>①地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」に該当する特別職員に決裁権を与えるように法改正<br>②一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項において規定されている常勤であることが条件の特定任期付職員の任用について短時間勤務もできるように法改正<br>③上記①②の職についての法改正が困難な場合、決裁権を持つ非常勤短時間勤務職員の職を新たに設置する法改正                           | 総務省                 |
| 146   | 146 | 生駒市  | 花巻市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 健康保険法の改正  | 自治体と民間企業(本業)を兼業する職員が、共済組合と本業の健康保険のいずれから給付を受けるか選択できるよう健康保険法を改正すること。  | 総務省、厚生労働省           |
| 147   | 147 | 生駒市  | 苦小牧市、花巻市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | × | 法律又は条例以外でも附属機関の設置を可能とすること                           | 地方自治法第138条の4第3項を改正し、国と同様に、法律又は条例に加え、地方公共団体が定める規則その他の規程において審査、諮詢又は調査のための機関を設置できるようにすること。   | 総務省                 |
| 148-1 | 148 | 津市   | 花巻市、仙台市、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪府、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、高知県、久留米市、熊本市              | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 有料道路における障害者割引制度の改善                                  | 有料道路における障害者割引制度について、現金等による精算の方の分だけでも、本人が有料道路事業者に身体障害者手帳等の呈示を行うことにより、サービスを受けることができるようになるなど、事前申請を必要としない制度設計に改めること   | 厚生労働省、国土交通省         |
| 148-2 | 177 | 広島市、広島県  | 花巻市、仙台市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪府、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、高知県、久留米市、熊本市、宮崎市、鹿児島市 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 有料道路における障害者割引制度に係る更新申請手続の廃止                         | 有料道路の障害者割引制度において、有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者については、更新申請手続を撤廃するよう求める。   | 厚生労働省、国土交通省         |
| 149   | 149 | 茅ヶ崎市、西宮市   | 札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、半田市、龟岡市、寝屋川市、安来市、広島市、大牟田市、熊本市、宮崎市、鹿児島市                           | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | × | 公的個人認証サービス事務処理要領における交付記録簿の記載事項の見直し                  | 公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)ケ記載の交付記録簿の記載事項の(イ)電子証明書発行のための通信件数、(ウ)電子証明書の交付件数、(オ)電子証明書の無償の交付件数、(カ)破棄/職権失効件数を削除し、地方公共団体情報システム機構が当該件数を各市町村に提供することを求める。  | 総務省                 |
| 150   | 150 | 茅ヶ崎市、神奈川県  | 北海道、旭川市、花巻市、宮城県、大田原市、相模原市、松本市、半田市、豊田市、熊本市、豊岡市、鹿児島県  | B 地方に対する規制緩和 | 10_運輸・交通 | × | 滞納処分を妨げる自動車検査証変更記録の手続き緩和                            | 租税債権徴収のため、割賦販売代金が完済された所有権留保付自動車を差押する場合について、次のうち、いずれかの対応を求める。<br>・移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録を不要とすること。<br>・移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録を租税債権者である自治体等の職権で可能とすること。なお、職権による変更記録には、所有者の委任状や印鑑証明書を不要とするかわりに、割賦販売代金の完済がわかる書類(自治体等が留保権者に送付するローン残債の調査結果等)、差押調査および嘱託書を運輸支局に提出することで可能とすること。                   | 国土交通省               |

|     |     |  |  |              |               |   |   |  |                     |
|-----|-----|--|--|--------------|---------------|---|---|--|---------------------|
| 151 | 151 | 茅ヶ崎市   | 花巻市、さいたま市、長野県、半田市、高知県、久留米市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 病院等の診察室内における訪問介護員による介助が通院等介助に係る給付の算定対象となる場合の明確化           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく通院等介助について、病院や診療所等の診察室内で訪問介護員等が介助を行った場合でも、障害者の状況等によっては給付の算定対象とすることを可能とすることができるよう、取りを明確化した通知等の発出を求める。  | 厚生労働省               |
| 152 | 152 | 茅ヶ崎市   | 札幌市、函館市、花巻市、沼田市、三郷市、海老名市、宍粟市、東温市、大牟田市、久留米市、佐世保市、大村市、宇土市、阿蘇市                      | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 予防接種済証の市区町村長氏名の記載の廃止                                      | 予防接種済証の様式において、市区町村長氏名の記載を不要とすることを求める。  | 厚生労働省               |
| 153 | 153 | 茅ヶ崎市   | 北海道、岩手県、花巻市、海老名市、長野県、半田市、豊田市、小牧市、大治町、三重県、大阪市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、高知県、大村市、熊本市、八代市、宮崎県 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 地方教育費調査における調査項目の簡素化                                       | 地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、調査項目を集約化するなど、簡素化を求める。  | 文部科学省               |
| 154 | 154 | 岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会                                   | —  | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | × | 原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し                    | 野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に定める解除基準の見直し(検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等)を行うことを求める。  | 内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省 |
| 157 | 157 | 島根県、新潟県、岡山県  | 川崎市、浜松市、滋賀県、大阪府、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | × | 保安林解除手続における市町村長同意書の取扱の明確化                                 | 保安林解除手続において法令の根拠なく提出を求められる市町村長の同意書について、取扱の明確化を求める。   | 農林水産省               |
| 158 | 158 | 新潟県、栃木県、群馬県、沖縄県  | 岩手県、神奈川県、山口県、高知県、鹿児島県  | B 地方に対する規制緩和 | 04_雇用・労働      | × | 職業訓練指導員免許の交付要件について、試験科目全免除の要件を満たしている場合に受験の申請、合格証の取得を不要とする | 職業訓練指導員免許の交付要件について、職業訓練指導員試験の試験科目全免除の要件を満たしている場合は、受験の申請、試験の合格証の取得を行なわなくても交付申請を可能とすることを求める。   | 厚生労働省               |
| 159 | 159 | 春日部市   | 花巻市、仙台市、上尾市、東久留米市、川崎市、浜松市、大阪市、枚方市、今治市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 要介護認定に係る更新申請の提出を代行できる者の見直し                                | 介護保険法における要介護認定の更新申請について、申請書提出の代行ができる者に、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を加えるよう見直しを求める。  | 厚生労働省               |
| 161 | 161 | 香川県、徳島県、愛媛県、高知県  | 函館市、岩手県、宮城県、茨城県、神奈川県、浜松市、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、熊本市                             | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 補助金等における消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告・返還事務の簡素化                      | 厚生労働省医政局所管の各種補助金における、消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告・返還事務の事務簡素化を求める。   | 厚生労働省               |
| 162 | 162 | 香川県、山形県、愛媛県、高知県  | —  | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 公共工事土量調査における都道府県経由事務の廃止等                                  | (1) 公共工事土量調査において県が管内市町村への調査依頼と回答とりまとめを行っていることについて、都道府県経由事務の廃止を求める。<br>(2) 上記の対応が実現できない場合は、建設発生土情報交換システムの利用料が無料になるようJACICへの働きかけを求める。  | 国土交通省               |
| 163 | 163 | 中核市市長会   | 花巻市、仙台市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、福沢市、大治町、守口市、高松市、熊本市                                  | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の簡略化                          | 学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、(中略)協議するものとする。」とあるのを、「市町村の教育委員会は、(中略)通知するものとする。ただし、家庭環境等の特別な事情により、受け入れる学校や児童・生徒への配慮の必要性がある場合は事前協議をするものとする!」に改める。<br>DV事業等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合等については、市区町村が同一ルールのもと事務処理を行えるよう、全国的に統一した事務要領・判断基準等を示されたい。   | 文部科学省               |
| 164 | 164 | 中核市市長会   | 旭川市、花巻市、藏王町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市                                | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全   | × | 災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大                                  | 災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、権益証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。  | 内閣府、総務省、国土交通省       |
| 165 | 165 | 群馬県、山形県、川崎市  | 盛岡市、宮城県、千葉県、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、大阪府、豊中市、高知県、熊本市、特別区長会                              | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等                                   | こども家庭庁及び厚生労働省において毎年度実施している、「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求めるよう、見直しを求める。  | こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省  |
| 166 | 166 | 群馬県、新潟県<br><b>重点23</b>   | いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市  | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し                                   | 特定都市河川に係る標識の設置について、国土交通省令で定める基準をそのまま準用する場合は、都道府県や政令指定都市、中核市(以下、「都道府県等」という)において別途条例を定めなくてよいこととする。   | 国土交通省               |
| 167 | 167 | 群馬県  | 相模原市、久留米市  | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 雨水流出抑制施設と浸透防害行為の対策施設に係る許可の運用改善                            | 都市計画法第33条第3項に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法第32条で定める浸透阻害行為の対策施設の許可について、一方の許可で双方を兼ねることができるようすることを求める。<br>また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載することを求める。   | 国土交通省               |
| 168 | 168 | さいたま市、札幌市、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都府、大阪市、広島市、北九州市 | 北海道、いわき市、平塚市、豊田市、三重県、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全   | × | ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管にかかる病院実習について、気管内チューブ実習に引き続いての実施を可能とすること     | 現在、気道確保を行うための手技として、「気管内チューブによる気道確保」があるが、認定を受けるためには、以下の手順を踏む必要がある。<br>(気管挿管講習→気管内チューブ実習(医療機関の手術室における気管挿管の実習30症例)⇒都道府県MC協議会の認定⇒ビデオ喉頭鏡講習⇒ビデオ喉頭鏡実習(習熟度に応じて2~5症例)⇒都道府県MC協議会の認定)<br>平成27年に一部改正され、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の講習については、「気管内チューブによる気道確保」の都道府県MC協議会の認定前に受講可能となったが、実習についても同様に都道府県MC協議会の認定前に実施できるよう要望する。 | 総務省、厚生労働省           |
| 169 | 169 | 特別区長会  | 岩手県、花巻市、仙台市、越谷市、東久留米市、横須賀市、藤沢市、石川県、大垣市、浜松市、京都府、亀岡市、兵庫県、安来市、八幡浜市、福岡市、長崎市、熊本市      | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | デジタル基盤改革支援補助金(標準化に係る事業)の交付にかかる要件の緩和                       | 1 交付申請の提出期限の見直し<br>提出期限について現在の10月31日から年度内3月等可能な限り遅い時期まで期間の延長を求める。<br>2 交付金の早期決定・契約可能な時期化<br>交付決定について契約交渉期間確保の為現在の2か月程度要している処理を1週間程度に早期化を図ること。又は交付決定前から契約締結を含めた事業着手が可能となる措置を求める。<br>3 資料の簡素化<br>申請に必要な資料にこいて、経費区分をシステム調査・Fit&Gap・BPR検討等の区分ごととする資料を計画修正が行いやすいよう、標準化全体資料として簡素化することを求める。                             | 総務省                 |
| 170 | 170 | 特別区長会  | 北海道、花巻市、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、大坂市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県                              | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 養育里親・親族里親に委託している子を育児休業の対象となる子に含めること                       | 育児休業の対象となる子の範囲は、①法律上の親子関係がある子及び養子、②特別養子縁組の監護期間中の子、③養子縁組里親に委託されている子、④その他これらに準ずる者(養子縁組里親委託について実親からの反対でやむなく養育里親として委託している子に限定されているが、特別養子縁組を目的としていない養育里親及び親族里親に委託されている子についても、同制度の対象とすることを求める。   | 厚生労働省               |
| 171 | 171 | 特別区長会  | 花巻市、川崎市、相模原市、長野県、春日井市、大阪府、寝屋川市、高知県、熊本市、沖縄県                                       | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設を医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなすこと       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設については、医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなす規定を追加すること   | 厚生労働省               |
| 172 | 172 | 大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合<br><b>重点10</b>             | 北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。          | こども家庭庁   |                     |
| 173 | 173 | 大阪市<br><b>重点11</b>   | 仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 地域型保育事業所の認可要件の緩和  | 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」によって定められている地域型保育事業所の認可要件のうち、「代替保育」は、一定の条件を満たせば、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和すること。  | こども家庭庁              |

|       |     |   |   |              |               |   |   |  |                 |
|-------|-----|---|---|--------------|---------------|---|---|--|-----------------|
| 174-1 | 174 | 大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合<br><b>重点16</b>                                     | 福島県、東京都   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)                     | 公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の経営・利用促進事業者」に拡大すること。   | 総務省、文部科学省、経済産業省 |
| 174-2 | 175 | 大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合<br><b>重点16</b>                                     | 福島県、東京都   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)                              | 公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。   | 総務省、文部科学省       |
| 174-3 | 257 | 東京都、福島県<br><b>重点16</b>  | 京都府   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務         | × | 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進                                  | 公立大学法人在においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。   | 総務省、文部科学省、経済産業省 |
| 176   | 176 | 広島市、新潟県、広島県<br><b>重点20</b>  | 札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市                                    | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | × | 大気汚染状況の常時監視測定期数の算定に係る基準の見直し                             | 大気汚染状況の常時監視を行う測定期数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。  | 環境省             |
| 178   | 178 | 三重県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県   | 京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 薬剤師届出票情報の利用可能範囲の拡大等                                     | 薬剤師届出票情報の活用を進めたいことから、以下の措置について、検討をお願いしたい。<br>・出身地・出身大学という観点から都道府県と関わりがある薬剤師の情報についても都道府県で活用できるよう、届出票の(14)に記載の情報活用先として「出身地の都道府県」や「出身大学所在地の都道府県」を追加すること<br>・薬剤師届出票情報の利用に当たって、活用できる項目として出身地や出身大学など、現在は提供不可とされている情報を追加すること<br>・「薬剤師届出票情報の提供」に係る利用申出の手続きの簡素化<br>・出身地や出身大学などの情報を統計情報として公表すること | 厚生労働省           |
| 180   | 180 | 岡山県   | 青森県、郡山市、浜松市、高知県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | × | 「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の見直し                                 | 伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8第1項)について、届出に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等(以下「伐採関連情報」という)を、計画的に地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者(以下「森林経営計画作成者」という。)へ提供できるようにするために、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することを求める。   | 農林水産省           |
| 181   | 181 | 岡山県、中国地方知事会<br><b>重点21</b>  | 北海道、宮城県、高知県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 建設機械抵当法に基づく打刻手続きの見直し                                    | 建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。  | 国土交通省           |
| 182   | 182 | 岡山県、中国地方知事会   | 北海道、岩手県、盛岡市、花巻市、茨城県、さいたま市、上尾市、千葉県、神奈川県、川崎市、富山県、石川県、長野県、浜松市、春日井市、守口市、兵庫県、高知県、熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 部活動の地域移行に係る実証事業関係文書の連名化及び発出時期や様式の統一化                    | 部活動の地域移行に係る実証事業を令和3年から継続して国が行っている。国の委託事業として、県を通じて市町村が取り組んでいるが、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で、提出する書類及び提出スケジュールが異なっているため、統一化して欲しい。具体的には、部活動の地域移行の実証事業の文書発出は、スポーツ庁と文化庁の連名とし、発出時期や様式を統一されたい。   | 文部科学省           |
| 183   | 183 | 岡山県、広島県   | 札幌市、岩手県、浜松市、京都府、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定手続きの見直し                     | 義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定について、過年度分の実支出額の変更だけでなく、過年度分の算定額の変更も含めて処理できるよう、手続きの見直しを求める。   | 文部科学省           |
| 184   | 184 | 宮城県、仙台市、南三陸町、秋田県、福島県、新潟県、広島県  | 茨城県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県  | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 不活動宗教法人のみなし解散を可能とすること                                   | 実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している不活動宗教法人について、公益法人と同様に、長期間登記がなされない場合、みなし解散とするよう、宗教法人法の「第6章解散」に、「休眠宗教法人のみなし解散」及び「宗教法人の継続」の条項を追加すること。  | 文部科学省           |
| 185   | 185 | 愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県 | 函館市、岩手県、花巻市、浜松市、兵庫県、砥部町   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」の見直し | 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「財産処分」について、事務簡素化や機動的な工事をため、以下のいずれかの見直しを行ふ。<br>①財産処分の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。<br>②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。<br>③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。                                   | 総務省             |
| 186   | 186 | 愛媛県、神奈川県、香川県、高知県  | 岩手県、秋田県、長野県、三重県、徳島県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地      | × | 農業共済事業の算定に使用する「農作物及び畑作物の10aあたり収穫量」の決定方法の見直し             | 都道府県知事が定める10a当たり収穫量について、細区分がない作物については、都道府県での決定作業を原則不要とすることを求める。  | 農林水産省           |
| 187   | 187 | 愛媛県、広島県、徳島県、今治市、八幡浜市、西条市、四国中央市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町                          | 前橋市、長野県   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 登録有形文化財(建造物)における「維持の措置」に該当する範囲の明確化                      | 登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更に当たらぬ「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。  | 文部科学省           |
| 188   | 188 | 指定都市市長会   | 札幌市、函館市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、三郷町、安来市、東温市、大牟田市                                       | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | 住民票の写し等の交付請求の際の押印を不要とすること                               | 住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止し、記名を求めることとしていただきたい。   | 総務省             |
| 189   | 189 | 熊本県   | 札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会              | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他        | × | 基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること                          | 事務の一部を民間企業に委託できる基幹統計を国勢統計、経済構造統計、農林業構造統計に拡充してほしい。その上で、既に民間委託が可能となっている基幹統計も含めて、民間委託に向けた具体的な基準・仕様(例えば仕様書モデル例、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインⅡ(3)(2)に記載の「基準・条件」、その他実務上必要となる技術的助言)を提示するとともに、その基準・仕様に見合った委託費を交付するようにしてほしい。  | 総務省、農林水産省、経済産業省 |
| 190   | 190 | 指定都市市長会   | 花巻市、ひたちなか市、横須賀市、小牧市、高松市、久留米市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し                                | 子ども・子育て支援法第61条第1項における市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間(5年)を市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるよう見直していただきたい。  | こども家庭庁          |
| 192   | 192 | 鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟<br><b>重点8</b>                       | 北海道、長野県、高知県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し                                  | 障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業者の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと  | こども家庭庁          |
| 193   | 193 | 鳥取県、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県、関西広域連合  | 北海道、宮城県、浜松市、山口県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 広告可能な診療科名の見直し(総合診療科)                                    | 医療法施行令において、広告できる診療科名は定められており、「総合診療科」は広告できる診療科名に該当しない。平成30年4月より開始された新専門医制度により、専門医の基本領域に「総合診療」が追加されていることから、医療広告で総合診療科を広告できるよう法令の改正を望む。   | 厚生労働省           |
| 194   | 194 | 鳥取県、広島県、徳島県   | 宮城県、茨城県、浜松市、高知県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価を可能とすること                          | コロナ禍において、特例的取扱いとして診療報酬上で電話による診療や処方箋の発行)が評価されていたが、令和5年7月末で廃止された。さらに、電話による診療等も令和6年3月末で特例的取扱いが廃止された(現在は情報通信機器を用いた初診や再診及び診療報酬の評価が可能)。豪雪地帯において、降雪により公共交通機関が休止し通院ができない場合があり、また住民の中には情報通信機器も有していない者も存在するため、そのような特殊な事情がある場合は、電話による再診や処方及び診療報酬の評価を可能とすることを望む。                                   | 厚生労働省           |

|     |     |  |  |                    |          |   |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--------------------|----------|---|--|--|--|
| 195 | 195 | 鳥取県、山形県、広島県、徳島県<br><b>重点14</b>           | 松本市、高知県、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和       | 03_医療・福祉 | × | 中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し                     | 通所介護事業所(一般、地域密着型、認知症)は、利用者を事業所に通わせ、当該事業所において、サービスを提供した場合に報酬算定が可能であるところ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時のな取り扱いとして、感染防止等の観点から事業所を休業した場合等に限定して、利用者の居宅を訪問してサービス提供した場合も、報酬算定が認められている。これを、中山間地域等の訪問介護事業が不足する地域に限定して、平時においても適用していただきたい。                                      | 厚生労働省  |
| 196 | 196 | 東久留米市                                    | 川崎市、高松市  | B 地方に対する規制緩和(農地除く) | 01_土地利用  | × | 都市施設の集約化・複合化の実現に向けた立体的に定めることができる都市施設の拡大等           | 都市計画法(以下「法」という。)第11条第3項及び法施行令第6条の2においては、立体的な範囲を定めることができる都市施設が限定された規定となっており、立体都市計画が想定される法第11条第1項第5号から第7号の各都市施設についても、立体的な整備が可能となるよう、法律及び政令で定められている都市施設の対象範囲の拡大を求める。また、上記の都市施設の対象範囲の拡大に伴い、これに関わる都市計画制度全般の改正等を求める。   | 国土交通省  |
| 198 | 198 | 八王子市                                     | 仙台市、相模原市、高松市、福岡市、久留米市、大村市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和       | 10_運輸・交通 | × | 自転車の防犯登録番号の管理体制及び防犯登録制度の統一                         | 自転車の防犯登録番号制度を一元化し、自治体における自転車管理における事務負担の軽減を求める。   | 警察庁  |
| 199 | 199 | 八王子市<br><b>重点15</b>                      | 北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県                         | B 地方に対する規制緩和       | 05_教育・文化 | × | 司書教諭の設置義務の緩和                                       | 学校図書館法第5条第1項においては12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例:司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしている。  | 文部科学省  |
| 200 | 200 | 広島県、宮城県、広島市、愛媛県                          | 神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、兵庫県、奈良県、高松市   | B 地方に対する規制緩和       | 06_環境・衛生 | × | 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務の見直し等          | 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けができる規定に見直すこと。また、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。   | 経済産業省、環境省                                      |
| 201 | 201 | 広島県、宮城県、愛媛県                              | 寒川町、豊橋市、高松市  | B 地方に対する規制緩和       | 06_環境・衛生 | × | 市町村が脱炭素促進区域を設定する場合の地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けの廃止     | 市町村が脱炭素促進区域を設定する際に必要となっている、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を不要とされた。  | 環境省  |
| 202 | 202 | 広島県、愛媛県、中国地方知事会                          | 花巻市、豊橋市、高松市、沖縄県  | B 地方に対する規制緩和       | 06_環境・衛生 | × | ソーラーカーポートを設置する場合における建築面積への算入除外                     | ソーラーカーポートを設置する場合は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進に関する計画の策定なしに建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外すること。また、建ぺい率の計算における建築面積への算入除外とならない場合でも、計画策定なしに建ぺい率の緩和を行うこと。   | 国土交通省  |
| 203 | 203 | 広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会                      | 花巻市、神奈川県、豊橋市、大阪府、鳥取県、高松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和       | 06_環境・衛生 | × | 脱炭素促進区域と建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度の見直し                  | 「脱炭素促進区域」と「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という、省庁ごとの類似の制度を見直し、「脱炭素促進区域」の指定を受けられ、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に適用される措置を受けられるよう求める。  | 国土交通省、環境省                                      |
| 204 | 204 | 広島県、宮城県、愛媛県                              | 仙台市、神奈川県、平塚市、豊橋市、京都府、大阪府、高松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和       | 06_環境・衛生 | × | 脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し                               | 脱炭素化推進事業債の対象事業について、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があるという要件を見直すこと。  | 総務省、環境省  |
| 205 | 205 | 広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会                      | 北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和       | 12_その他   | × | 県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し                       | 以下の2点について、補助金等による法定受託事務の見直しを求める。<br>①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。<br>②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。   | 内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省 |
| 206 | 206 | 郡山市、愛知県                                  | 浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和       | 12_その他   | × | 地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること             | 現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。   | 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省                |
| 207 | 207 | 豊橋市                                      | 苫小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大垣市、小牧市、守口市、茨木市、高松市、今治市、大野城市、大村市           | B 地方に対する規制緩和       | 11_総務    | × | 公職選挙法に基づくポスターの表示義務の見直し                             | 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第143条第18項において規定されている同条第16項第2号のポスターの表示義務の規定に、「掲示責任者に連絡するための電話番号又はメールアドレス等の情報」を追加する。  | 総務省  |
| 208 | 208 | 豊橋市                                      | 苫小牧市、花巻市、多賀城市、相模原市、藤沢市、大垣市、茨木市、高松市、大野城市、大村市、熊本市                          | B 地方に対する規制緩和       | 11_総務    | × | 郵便等投票証明書の添付書類の明確化                                  | 郵便等投票証明書の申請において、選舉人が昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知を受け公職選挙法施行令第59条の2第1号に該当する者(体幹機能障害2級に該当する者)として申請する場合は、その旨の証明書の添付を必要とすることを地方自治体に通知すること。また、当該通知の運用を明確化(判断基準の明確化、身体障害者手帳担当課が発行する証明書の様式作成等)すること。  | 総務省、厚生労働省                                      |
| 210 | 210 | 兵庫県                                      | 熊本市  | B 地方に対する規制緩和       | 04_雇用・労働 | × | 外国人材の県内への就職・定着の促進に向けた上陸許可基準の緩和                     | 外国人材の県内就職で生じている雇用のミスマッチの解消を図るため、在留資格「特定活動(告示46号)」の上陸許可基準を「日本語能力N2以上」に緩和すること  | 法務省  |
| 211 | 211 | 兵庫県                                      | 鳥取県、徳島県  | B 地方に対する規制緩和       | 02_農業・農地 | × | 安全・安心な捕獲イシグリの円滑な食肉利用のための「感染確認区域」の具体的な解除基準の設定       | 当該区域内で捕獲した野生イシグリをジビエ利用するために個体毎の血液PCR検査を要する「感染確認区域」について、具体的な解除基準を早期に示すこと  | 農林水産省  |
| 213 | 213 | 高松市、川崎市、東かがわ市                            | 花巻市、郡山市、前橋市、鴻巣市、豊田市  | B 地方に対する規制緩和       | 05_教育・文化 | × | 文化財保存事業関係補助金交付等における手続きの明確化                         | 文化財に関わる補助事業を所管する文化庁が、補助事業に伴う具体的で分かりやすい契約等のルールやマニュアルを作成し、HP等で周知いただいたい。<br>文化財保存事業費関係補助金交付要綱には、補助事業者が民間事業者である場合、その交付の条件(第4条第1項第14号)及び事業の遂行(第8条)にあたる事項として、「補助事業を行なうために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行ななければならないこと。」などと記載されており、補助事業に必要な契約等の具体的な方法が明示されていないため。 | 文部科学省  |
| 214 | 214 | 高松市、東かがわ市、三木町                            | 函館市、苫小牧市、宮城県、多賀城市、相模原市、大垣市、茨木市、今治市、大野城市、熊本市                              | B 地方に対する規制緩和       | 11_総務    | × | 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求期日の見直し | 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求については、選挙期日(前日までではなく、郵便投票と同様に4日前までとすること。<br>※郵便投票の場合、請求については、「選挙期日の4日前まで」とされている。  | 総務省  |
| 215 | 215 | 長崎市                                      | 函館市、十和田市、花巻市、ひたちなか市、大田原市、船橋市、寒川町、小牧市、伊勢市、和泉市、安来市、山陽小野田市、高松市、宮崎県、鹿児島市、浦添市 | B 地方に対する規制緩和       | 03_医療・福祉 | × | 短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設                           | 令和6年秋頃のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期被保険者証(以下「短期証」という。)が廃止される予定であり、保険料(税)未納者との接触の機会が喪失されるため、マイナンバーカードの健康保険情報に有効期間の設定を行うなどにより、短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段を設けていただきたい。   | 厚生労働省  |
| 216 | 216 | 佐世保市                                     | 豊田市  | B 地方に対する規制緩和       | 09_土木・建築 | × | 水利権運用や豊水水利権の拡充                                     | 水利権運用や豊水水利権の拡充などの制度運用について求めるもの。<br>当市は長年水源開発に取り組んでいるが40年以上の工期延長となっており、その間、幾度も渇水リスクの顕在化による被害を受けているため、水源開発完了までの間、豊水水利権の拡充並びにダムへの貯留を新たに認める等の柔軟な水利権運用により、水道供給の安定性向上を求めるもの。<br>現行制度で可能である場合は、河川管理者の柔軟な制度運用を促す措置等をお願いしたい。                                    | 国土交通省  |
| 217 | 217 | 沖縄県                                      | 函館市、花巻市、大田原市、長野県、高知県   | B 地方に対する規制緩和       | 12_その他   | × | 災害支援に係る財産処分承認手続きの簡略化                               | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、(以下「法」という。))第22条に基づき、各府省庁の承認を要している取得財産の財産処分(目的的使用を含む)について、災害時の被災地支援として行なうものについては、一括承認を可能にする等事務手続きの簡略化を求める。   | 内閣府  |
| 218 | 218 | ひたちなか市                                   | 札幌市、函館市、旭川市、いわき市、半田市、三郷町、広島市、鳴門市、松山市、東温市、福岡県、福岡市、大牟田市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和       | 11_総務    | × | 住民基本台帳ネットワークシステムのメンテナンス時間の見直し                      | 第三土曜日に続く日曜日に住基ネットシステム(カード管理システム及び公的個人認証システム)のメンテナンスがJ-LSIにより実施されることにより、日曜開港時におけるマイナンバーカードの一部業務が制限されることを解消するため、メンテナンスを早朝または夜間など開港時間外に行なうよう求める。  | デジタル庁、総務省                                      |
| 219 | 219 | 長野県、山形県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村 | 花巻市、宮城県、仙台市、さいたま市、富山県、京都府、豊中市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高知県、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会    | B 地方に対する規制緩和       | 03_医療・福祉 | × | 事業者の不正等による自立支援給付費等の見直し                             | 障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徵収について市町村が十分努力したものかわらず、事業者の経済状態から客觀的に徵収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。  | こども家庭庁、厚生労働省                                   |

|       |     |  |   |              |             |   |  |  |             |
|-------|-----|--|---|--------------|-------------|---|--|--|-------------|
| 221   | 221 | 千葉県、福島県、栃木県  | 宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 土地改良施設突発事故復旧事業における同意徴収手続きの見直し                                  | 土地改良施設突発事故復旧事業において農家負担を求める場合に必要な同意徴収を省略し、関係土地改良区の総会の議決に代替えることを可能とすることを求める。   | 農林水産省       |
| 223   | 223 | 千葉県、栃木県  | 花巻市、長野県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 農振法上の土地改良事業の判断基準の明確化   | 農振法上、事業完了後8年未経過で農用地区域から除外できる土地（「農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業の施行区域内の土地）に該当するか否かが明確となるよう、事例集やQ&Aの作成を求める。   | 農林水産省       |
| 224   | 224 | 千葉県、福島県  | 青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、長野県、兵庫県、熊本県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 土地改良事業関係補助金交付要綱等における交付決定前着手の運用の見直し                             | 土地改良事業関係補助金交付要綱（水利施設等保全高度化事業等）、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱において、施工時期の平準化や適正工期の確保等を理由とする交付決定前着手を可能とすること。また、交付決定日に関わらず、その効力が4月1日から生じさせること。  | 農林水産省       |
| 226   | 226 | 千葉県、栃木県  | 東京都、長野県、京都府、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 国有農地等の引継の見直し   | 国有農地等を非農業的利用目的で処分する際の財務省への引継に必要な測量や除草剪定等の業務を都道府県の法定受託事務から除外すること。   | 農林水産省       |
| 227   | 227 | 千葉県  | 茨城県、埼玉県、長野県、岡山県   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 道府県民税の課税状況等に関する調査項目の簡素化又は調査の廃止                                 | 道府県民税の課税状況等に関する調査について、調査の廃止又は法人関係税及び自動車関係税に係る調査項目の簡素化を求める。   | 総務省         |
| 228   | 228 | 千葉県  | 高崎市、さいたま市、浜松市、兵庫県、奈良県、鳥取県   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | × | 浄化槽設置時の建築確認申請に係る通知先の見直し  | 建築基準法第93条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）」に変更し、浄化槽業務を実際に行っている部署が、通知を直接受け取れるようになるとすること。   | 国土交通省、環境省   |
| 229-1 | 229 | 愛知県、福島県、岐阜県、全国知事会                                      | 北海道、藏王町、いわき市、長野県、京都府、兵庫県、徳島県、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | × | 消防庁による調査に係る事務の効率化  | 消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会（一斉調査システム）」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。<br>市町村、消防本部の状況は、当該市町村、消防本部の属する都道府県において把握しておく必要があるため、消防庁において調査結果等を取りまとめた後、共有すること。   | 総務省         |
| 229-2 | 230 | 愛知県、福島県、岐阜県、全国知事会                                      | 北海道、藏王町、いわき市、長野県、静岡県、京都府、兵庫県、徳島県、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | × | 消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し   | 消防庁から消防本部・市町村への通知について、総務省の「調査・照会（一斉調査システム）」などを利用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知する等、事務の簡素化を行うこと。   | 総務省         |
| 231   | 231 | 愛知県<br><b>重点17</b>                                     | 滋賀県   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | × | 財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること                                 | 地方自治法施行令169条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。  | 総務省、農林水産省   |
| 232   | 232 | 愛知県、福島県、神奈川県、川崎市                                       | 北海道、花巻市、宮城県、埼玉県、相模原市、浜松市、名古屋市、京都府、大阪府、豊中市、寝屋川市、高知県、久留米市、熊本市、沖縄県                           | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る内示の早期化                                     | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の内示を早期化すること。  | 厚生労働省       |
| 233   | 233 | 愛知県  | 花巻市、新潟市、長野県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であるとの明確化                     | 障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることについて、通知を発出する、又は事務処理要領に明記する等の方法により明確化すること  | 厚生労働省       |
| 234   | 234 | 藤枝市  | いわき市、岡山県、山口市、福岡市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | × | 都市計画法（以下「法」という。）第35条の2第1項ただし書きの開発許可の変更にかかる国土交通省令で定める軽微な変更の対象拡大 | 国土交通省令（以下「施行規則」という。）第28条の4の規定による開発許可の軽微な変更について、「設計変更のうち、設計説明書の変更を伴わないもので、規格が同等以上のものへの変更」、「設計変更のうち、法第33条第1項各号に掲げる基準による審査更にかかる国土交通省令で定める軽微な変更」の対象拡大  | 国土交通省       |
| 236   | 236 | 藤枝市  | 川崎市、相模原市、浜松市、半田市、高松市  | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | × | 都市再生特別措置法に基づく建築等の届出に係る事務手続きの簡略化                                | 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第88条第1項及び第2項、第108条第1項及び第2項の届出に係る事務手続きの簡略化を求める。   | 国土交通省       |
| 237   | 237 | 藤枝市  | 利府町   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 農地法施行規則における第3種農地の判定基準の緩和                                       | 市町村の裁量の判断により、都市計画マスタープラン、総合計画及び地域計画上の目標地図との整合がとれると認められる第1種農地について、第3種農地に変更できるようすること。  | 農林水産省       |
| 238   | 238 | 京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合                                    | 函館市、花巻市、茨城県、大田原市、富山県、大阪府、西宮市、奈良県、高知県、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 国補助金等に係る消費税仕入税額控除額の返還事務の廃止                                     | 国補助金等により地方公共団体が事業者等に間接補助金を交付する場合における消費税仕入税額控除額返還事務の廃止を求める。   | 厚生労働省       |
| 242   | 242 | 栃木県<br><b>重点19</b>                                     | 豊橋市   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | × | 最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入                      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。  | 環境省         |
| 243   | 243 | 栃木県  | 宮城県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地    | × | 4ha超の農地転用許可における農林水産大臣への協議の廃止                                   | 平成28年4月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）」によって「4ha超の農地転用許可は、国協議を付した上で都道府県に権限移譲することになり、その条文内では「当分の間、（略）農林水産大臣に協議しなければならない」となったが、実務から相当期間経過しており、実効性にも乏しいことから、国協議は廃止すべきと考える。   | 農林水産省       |
| 244   | 244 | 栃木県、群馬県  | 宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、奈良県、徳島県、高知県  | A 権限移譲       | 02_農業・農地    | × | 農地貸借に係る促進計画の認可・公告に係る事務権限の市町村への移譲                               | 「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正により、県が農地貸借に係る促進計画の認可・公告を行わなければならぬ」と規定された。<br>促進計画の認可・公告については、地方自治法第252条の1702において市町に権限移譲ができるものとされているが、農業者へ速やかな権利設定を進めることを考慮すると、認可・公告に係る事務権限を市町村に一律に移譲するよう法の改正を要望する。   | 農林水産省       |
| 245   | 245 | 栃木県  | 長野県、寝屋川市、高知県、熊本市、沖縄県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 都道府県及び事業所が作成する工賃向上計画の計画期間の延長                                   | 障害者の就労継続支援B型事業所等での工賃の水準向上のために、都道府県及び事業所が作成することが求められる「工賃向上計画」について、計画期間を現行の3年から5年程度に延長すること。  | 厚生労働省       |
| 246   | 246 | 富山県、高岡市、氷見市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町   | 花巻市、茨城県、大田原市、松本市、関市、高松市、長崎市、雲仙市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 在留資格の変更や在留期間の更新許可の申請手続の簡略化                                     | 「在留資格の変更や在留期間の更新許可のガイドライン」上において、「現在、『納稅義務を履行していること』については、「3以下の事項（代表的な考慮要素）として位置づけられているが、「（許可する際に必要な要件）」または「2（原則として適合していること）」に相当する、より強い位置づけをしていただきたい。   | 法務省         |
| 247   | 247 | 横浜市、仙台市、さいたま市、千葉市、柏原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、広島市、北九州市 | 盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、船橋市、松本市、三島市、豊田市、枚方市、茨木市、寝屋川市、安来市、高松市、今治市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、浦添市 | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | × | 基礎自治体等における個人番号収集事務の運用変更  | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「国民健康保険法施行規則」及び「高齢者の医療介護に関する法律施行規則」の一部改正等が行われ届出書及び申請書等の記載事項として個人番号が追加されたが、住民基本台帳と個人番号が既に紐づいているため、各個人番号利用事務の台帳と住民基本台帳がシステム連携できている事務（住登外者を除く）については、個人番号収集のための届出書等への記載の省略を可能とするよう求められる。                        | デジタル庁、厚生労働省 |
| 249   | 249 | 神戸市、秋田県  | 花巻市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋市、今治市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | × | 指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度の統合                                       | 「指定公金事務取扱者制度」と「指定納付受託者制度」を統合し、1つの制度（指定公金事務取扱者制度に統合）とすることを求める。<br>①上記2つの制度を統合し、ブリペイド型・ポストペイ型の決済、クレジット決済、現金決済による全ての決済方法による公金収納を可能とする。<br>②統合後は、指定公金事務取扱者制度において、クレジット等の信用取引決済においても納入義務者が指定公金取扱者に支払いをした時点で自治体へ納付したものとみなす取扱いとする（支払明細をもって、後日遅延して領収書とみなす等）。 | 総務省         |
| 251   | 251 | 神戸市  | 札幌市、函館市、花巻市、郡山市、寝屋川市、広島市、高松市、東温市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 婚姻届等のオンライン届出に係る電子署名の省略等  | 婚姻届等の証人が必要な届出について、オンライン届出を行なうあたっては、証人の電子署名を省略するなど、届出要件の緩和（必要最低限の要件とする）を求める。  | 法務省         |
| 252   | 252 | 神戸市  | 花巻市、宮城県、多賀城市、川崎市、浜松市、名古屋市、寝屋川市、諫早市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 扶養能力調査に係る戸籍照会による存否の確認の対象の見直し                                   | 戸籍照会による存否の確認は、本人から関係性等を丁寧に聴取の上、扶養義務の履行を期待できる扶養義務者（扶養照会すべし親族）の存否の確認と緊急連絡の確保等のために必要な範囲での実施とするよう変更を求める。   | 厚生労働省       |

|     |     |   |   |              |             |   |   |  |                    |
|-----|-----|---|---|--------------|-------------|---|---|--|--------------------|
| 253 | 253 | 神戸市、山形県   | 花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、高知県、諫早市、熊本市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 外国人に対する生活保護の措置に係る厚生省通知が「技術的な助言」であることを明確化                    | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)が「技術的な助言」であることを明確化とともに、「標準的な手順を示したもの(事務の内容を拘束しないもの)」であることを明示することを求める。  | 厚生労働省              |
| 254 | 254 | 神戸市<br>重点7  | 花巻市、川崎市、浜松市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | × | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと         | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業においても、社会資本整備総合交付金と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せざるとも同補助金の対象とすることを求める。   | 国土交通省              |
| 255 | 255 | 東京都   | 花巻市、相模原市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料納付方法の見直し                                | 個人情報保護法施行令第31条に定める行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、契約成立事業者に一括して納付させる方法を改め、以下のとおり段階的な納付を可能とする。<br>①契約不成立事業者を含む全提案事業者が、提案時点で提案及び審査料相当額(21,000円)を納付(願書方式)<br>②契約締結後、提案に基づき自序加工を施す場合、当該時間に比例した額(1時間までごとに3,950円)を納付(従量制方式)<br>③同法第116条第2項に沿って委託を行った場合、委託を受けた者に対して支払額を納付(追加料金方式) | 個人情報保護委員会          |
| 256 | 256 | 長崎市   | 花巻市、上尾市、新潟市、浜松市、岡山県、春日市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 保育料を児童手当から特別徴収する場合における特別徴収対象の見直し                            | 児童手当法第22条における、児童手当からの保育料の特別徴収について、子ども・子育て支援法附則第6条第6項に基づき市町村が満納処分の例により処分できる私立保育所の満納分の保育料についても、公立保育所の保育料と同様、特別徴収の対象とすることを求める。<br>また、児童手当法施行令第6条により、特別徴収の対象が、児童手当対象月が属する年度と同年度の保育料に限定されていることから、過年度の保育料も対象とすることを求める。   | こども家庭庁             |
| 258 | 258 | 東京都<br>重点22   | いわき市、横須賀市、鳥取県   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築    | × | 建築基準法第86条に基づく団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和                           | 建築基準法第86条に基づく団地認定について、区域縮小のための同意の要件を緩和するなどの措置を講ずること。   | 国土交通省              |
| 260 | 260 | 指定都市市長会、岩手県、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、柴田町、大衡村、涌谷町、女川町、南三陸町、秋田県、神奈川県   | 函館市、旭川市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、千葉県、厚木市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、高知県、長崎市、諫早市、熊本市                  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 埋火葬費への遺留金充当事務における預貯金引出しの円滑化等                                | 市区町村が引取り手のない遺体の火葬又は埋葬を行う場合、死亡者の預金口座がある金融機関は市街区町村の請求に応じて遺留金を引き渡す義務を負うこととするよう、生活保護法及び行旅病人及行旅死亡人取扱法を改正すること。<br>また、行旅病人及行旅死亡人取扱法について、死亡人の預金の有無、金額等について、市区町村の求めに応じて金融機関が情報提供する義務を負うこととする規定を新設すること。  | 金融庁、厚生労働省          |
| 264 | 264 | 指定都市市長会、船橋市   | 盛岡市、ひたちなか市、越谷市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、大阪市、寝屋川市、奈良県、高知県、熊本市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 児童福祉施設指導監査における標準化・効率化に向けた見直し                                | 児童福祉施設指導監査において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」について、根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定めるなど標準化・効率化に向けた見直しを行い、技術的助言であることを明確にした通知を発出することを要するもの。  | こども家庭庁             |
| 265 | 265 | 指定都市市長会   | 盛岡市、浜松市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、高松市、大村市、熊本市、八代市  | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化    | × | 学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化                                 | 営利目的も含めた学校のスポーツ施設の一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。   | 文部科学省、経済産業省        |
| 266 | 266 | 指定都市市長会   | 札幌市、函館市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、船橋市、寒川町、長野県、松本市、浜松市、三島市、名古屋市、大阪市、寝屋川市、安来市、高松市、東温市、大野城市、大村市、熊本市、浦添市 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 75歳年齢到達直後から、保険料の納付方法が特別徴収となるよう見直すこと                         | 75歳年齢到達直後から、後期高齢者医療保険料を特別徴収による納付方法とすることでできるよう見直しを求める。  | 厚生労働省              |
| 267 | 267 | 指定都市市長会   | 函館市、花巻市、宮城県、浜松市、小牧市、田原市、大阪市   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 感染症発生時における幼保連携認定子ども園の2・3号認定の就学前の子どもに対する保育提供義務の取扱いの明確化(ルール化) | 感染症の発生時における幼保連携認定こども園の2・3号認定の就学前の子ども(保育を必要とする児童)に対する保育提供義務の取扱いを明確化(ルール化)することを求める。  | こども家庭庁             |
| 268 | 268 | 指定都市市長会   | 花巻市、宮城県、三郷市、浜松市、大阪市、高知県、熊本市、特別区長会   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 運営実態が無い認可外保育施設等の職権による廃止                                     | 認可外保育施設等について、設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く、連絡が取れない場合において、現地確認等により事業の実態が無いことが確認されれば、職権での認可外保育施設の廃止、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退を可能とすること。   | こども家庭庁             |
| 269 | 269 | 秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、湯沢市、大仙市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村、羽後町、山形県、柄木郡、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会 | 小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、石川市、静岡県、名古屋市、三重県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、徳島県、福岡県、福岡市、熊本市、阿蘇市、鹿児島県、特別区長会              | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生    | × | 熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し                                      | 気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達することを求める。   | 環境省                |
| 270 | 270 | 秋田県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、にかほ市、三種町、八郎潟町、柄木郡、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会               | 花巻市、ひたちなか市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、倉敷市、徳島県、高知県、諫早市、熊本市、宮崎県、特別区長会                                 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 精神障害を有する生活保護受給者に対する障害者加算の認定方法の統一                            | 精神障害を有する生活保護受給者の障害者加算の認定について、障害の程度の要素ではない「障害年金の裁定請求権」により認定資料を変える複雑な運用とせず、すべて精神障害者保健福祉手帳の等級で程度の判定を行うことが可能となるよう、障害者加算の認定方法を統一する。   | 厚生労働省              |
| 271 | 271 | 札幌市、仙台市、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市  | 北海道、函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、浜松市、防府市、高松市、宇和島市、八幡浜市、熊本市、宮崎県、鹿児島県                                       | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 事故縁越し審査における柔軟な対応  | 人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故縁越しの対象とするなど、事故縁越し要件の解釈の緩和を求める。  | 財務省                |
| 272 | 272 | 鹿児島県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県  | 花巻市、松本市、浜松市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務       | × | 入札書に記載する見積り金額の算定方法の見直し                                      | 入札において、国の通知に基づき、入札書には見積もった金額(消費税及び地方消費税込み)の110分の100に相当する金額を記載することを入札参加者へ求めていることについて廃止を求める。<br>なお、廃止に当たっては、全国の自治体等が実施する入札において混乱が生じないよう、入札書に記載する金額の考え方を定めた上で周知していただきたい。  | 総務省                |
| 273 | 273 | 福岡県、福島県、九州地方知事会   | 花巻市、茨城県、岐阜県、京都府、久留米市、熊本市、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉    | × | 公務員に対する児童手当の認定等に係る文書による通知を省略可能すること                          | 公務員の児童手当受給に際し、府内システムで認定請求から承認までの手続きを行うことができる場合、支給に関する処分内容をシステム上で確認することが可能であることから、府内システムで児童手当の認定や額改定通知を確認できる公務員は、文書での通知を省略ができるよう制度改正を要求する。  | こども家庭庁             |
| 274 | 274 | 福岡県、九州地方知事会   | 北海道、千葉県、津島市、兵庫県、西宮市、徳島県、熊本県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | デジタル田園都市国構想交付金における軽微変更に係る報告の廃止                              | 軽微変更に係る変更是報告不要とすること。上記対応が困難な場合は、地方創生推進タイプ等と同様に軽微変更のみ市町村から国に直接報告させる等、都道府県の事務負担を軽減すること。  | 内閣府、デジタル庁          |
| 276 | 276 | 大分県、九州地方知事会   | 函館市、石川市、岡山県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 07_産業振興     | × | 水力発電施設周辺地域交付金相当交付金に係る間接補助の見直し                               | 都道府県を経由せずに、国が電源地域との間で、直接、交付金事業を執行するよう求めるもの。  | 経済産業省              |
| 277 | 277 | 鹿児島県、九州地方知事会  | 埼玉県、さいたま市、長野県、高松市、熊本市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他      | × | 「地方自治月報」、「地方からの提案等」に係る対応方針、「水循環施策」、「河川管理統計」の紙媒体冊子の送付廃止      | 「地方自治月報」、「地方からの提案等」に係る対応方針、「水循環施策」、「河川管理統計」の紙媒体冊子送付を廃止し、国の推進するオープンデータサイトに登録し、自治体へは登録した旨を通知していただきたい。  | 内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省 |
| 278 | 278 | 埼玉県、福島県   | 岩手県、長野県、岐阜県、山口県、高知県、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | × | 都道府県防災会議の委員に係る要件の見直し  | 都道府県防災会議の委員を機関の長に限定せず、女性委員が登用されるように要件を緩和すること   | 総務省                |

|     |     |                    |   |              |          |   |  |  |           |
|-----|-----|--------------------|---|--------------|----------|---|--|--|-----------|
| 279 | 279 | 埼玉県                | 花巻市、宮城県、相模原市、三重県、茨木市、広島市、徳島県、熊本市、宮崎県  | B 地方に対する規制緩和 | 07_産業振興  | × | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等における手数料等の見直し  | 液石法・保安法における各手続に係る審査項目、手数料を精査し、特に以下について必要な見直しを実施すること。<br>1 液石法第37条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第14条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料<br>2 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第37条の4の充てん設備の新規手数料<br>3 液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料 | 総務省、経済産業省 |
| 280 | 280 | 埼玉県、山形県            | 花巻市、茨城県、ひたちなか市、大田原市、相模原市、長野県、松本市、広島市、大野城市、浦添市                                   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒し  | 国民健康保険税条例の改正にあたり、市町村が定例の市町村議会に条例改正案を提案できるよう、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期を前倒しすること。少なくとも、国民健康保険法施行令の改正政令と同日の公布とすること。  | 総務省、厚生労働省 |
| 281 | 281 | 埼玉県、山形県、川崎市        | ひたちなか市、大田原市、高崎市、川越市、船橋市、寒川町、長野県、浜松市、三島市、大阪市、寝屋川市、高松市、東温市、久留米市、大野城市、熊本市、浦添市      | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 被保険者資格喪失後の受診により発生する不当利得の保険者間調整における被保険者等の同意を不要すること  | 不当利得の保険者間調整については、本人の同意を不要とするなど、保険者間のみで調整できる取扱いとするよう求める。  | 厚生労働省     |
| 282 | 282 | 埼玉県                | 千葉県、東京都、鳥取県、福岡県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地 | × | 家畜伝染病予防法における対象家畜の明確化   | 家畜伝染病予防法の対象家畜について、法令で定めること。<br>法的位置づけが難しい場合には、通知等で明確化すること。   | 農林水産省     |
| 283 | 283 | 埼玉県、愛知県            | 青森県、兵庫県   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地 | × | 家畜防疫員の旅費に係る精算方法の見直し  | 家畜防疫員の旅費について、派遣元が直接間に請求できるようすること。<br>要請側の業務負担軽減のため、防疫業務手当や時間外勤務手当などについては、派遣元が負担すること。   | 農林水産省     |
| 284 | 284 | 埼玉県<br><b>重点18</b> | さいたま市   | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地 | × | 家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること  | 家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という)第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物(高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥)について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時(隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時)は、駆除等分防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。  | 農林水産省     |
| 285 | 285 | 埼玉県、栃木県            | 北海道、岩手県、仙台市、秋田県、石川県、長野県、浜松市、高知県、福岡市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | × | 独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について、申請書類の配付、決定通知の交付、申請者からの必要書類のとりまとめは、高等学校等を介さず同機構が直接、生徒・保護者との間で行うこと。<br>また、予約採用手続について、申請者から必要書類をオンラインで提出できるようにすること。 | 文部科学省  |           |
| 286 | 286 | 埼玉県                | 豊橋市、高知県、福岡市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | × | 在留カードの再交付手続の簡素化  | 在留カード再交付時の「在留カードの所持を失ったことを証する資料」の添付を不要とするよう、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正すること。<br>添付書類が不可能なのであれば、遺失届受理番号で足りるようになるなど、手続の簡素化に向けて出入国在留管理庁(全庁)の取扱いを統一すること。   | 警察庁、法務省   |
| 287 | 287 | 大治町                | 花巻市、宮城県、相模原市、大垣市、今治市、大野城市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 地方選挙における選挙長等の選任要件の緩和   | 公職選挙法第75条第3項及び公職選挙法施行令第80条第1項を改正することにより、地方選挙における選挙長及びその職務代理人(以下、「選挙長等」という。)の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和する。  | 総務省       |
| 288 | 288 | 札幌市、指定都市市長会        | 函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、長野県、浜松市、小牧市、羽曳野市、熊本市、特別区長会                                   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 補助金等の財産処分承認手続きにおける承認定期間の短縮化  | こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分に關して、市町村が行う財産処分承認手続きの簡略化や、こども家庭庁が行う承認決定に關する審査体制の分散化(地方厚生局への委任等)などにより、財産処分承認申請から承認決定までに要する期間の短縮化を求める。  | こども家庭庁    |
| 289 | 289 | 茨城県                | 寝屋川市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | × | 地方公務員法における給与、勤務時間等に係る規定の見直し  | 地方公務員法第24条第2項については、現行「考慮しなければならない」としているものを「考慮するよう努めるものとする」と努力規定とする。<br>地方自治法第204条第2項については、法令に手当を列挙せず、「国や他の地方公共団体、民間企業に支給されている手当を考慮して定めるよう努めるものとする」と努力義務の規定とし、独自の手当を地方で設定できるようにする。<br>地方公務員法第58条第3項から、1月超の変形労働時間制や裁量労働制等、勤務時間の設定に係る労働基準法の条項を外して、地方の裁量で柔軟な勤務時間の設定を可能とする。   | 総務省       |
| 290 | 290 | 越谷市                | 小樽市、花巻市、宮城県、仙台市、上尾市、三郷市、横須賀市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、寝屋川市、広島市、春日市                       | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 子ども・育て支援法に基づく教育・保育給付認定(保育認定)における区分の廃止又は見直し   | 子ども・育て支援法に基づき、教育・保育給付認定において「保育認定」と総称される2号認定と3号認定について、区分の廃止を求める。又は、区分について、3号認定を「満3歳未満の小学校就学前教育子ども」から、施設等利用給付認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前教育子ども」に変更する。   | こども家庭庁    |
| 292 | 292 | 町田市<br><b>重点9</b>  | 札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県                   | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 児童手当の支給に係る所得審査の廃止  | 児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただけます。  | こども家庭庁    |
| 293 | 293 | 町田市<br><b>重点9</b>  | 札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | × | 児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し  | 児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていただきたい。<br>例えば、下記を提案する。<br>①転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。<br>②転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きを際にその連絡票を渡すようにする。<br>③転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。   | こども家庭庁    |

## (2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (21件)

| 整理番号 | 管理番号 | 団体名   | 追加共同提案団体  | 提案区分         |          | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の該当 | 提案事項<br>(事項名)                    | 求める措置の具体的な内容   | 制度の所管・関係府省     |
|------|------|---|---|--------------|----------|-----------------------|----------------------------------|--|----------------|
|      |      |   |   | 区分           | 分野       |                       |                                  |  |                |
| 75   | 75   | 徳島県、京都府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合  | 宮城県、岐阜県、浜松市、熊本市、鹿児島市  | B 地方に対する規制緩和 | 03 医療・福祉 | ○                     | 遠隔診療に関する診療報酬の改定                  | 僻地においては慢性的な医師及び医療機関不足により「近隣の医療機関では診断が困難」な場合が少くないことから、オンライン診療に係る診療報酬を対面診療と同等にするとともに、「遠隔連携診療料」の対象となる疾患の範囲を広げることを求める。   | 厚生労働省          |
| 83   | 83   | 川西町   | 多賀城市、浜松市、田原本町、河合町   | B 地方に対する規制緩和 | 12_その他   | ○                     | 事務処理におけるRPAエンジン等の構築              | 職場のDX推進には高価なシステムが必要なことが多々あり、職員数150名程度の町では、投資対効果の観点から導入が難しい。RPAエンジンやAI－OCRなど、様々な事務への汎用性が高く、事務処理の効率化を進めるインフラについては、国で構築するなどし、小規模自治体においても無償又は安価で活用できるようにすることを求める。  | 内閣官房、デジタル庁、総務省 |
| 110  | 110  | 高松市   | 札幌市、函館市、旭川市、十和田市、盛岡市、花巻市、いわき市、市、上尾市、町田市、川崎市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、松山市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、鹿児島市 | B 地方に対する規制緩和 | 11_総務    | ○                     | マイナンバーカードの交付前設定による事務負担の軽減        | 令和5年12月27日、総務省から、マイナンバーカードの交付を速やかに受けられる必要がある者として、政令で定めるものに該当する者に対しては、地方公共団体情報システム機構(略称:J-LIS)において、交付前設定・交付処理まで行って申請者に郵送で交付する特急発行という仕組みを開始する旨、通知があった。<br>J-LISにおいて交付前設定が可能であるならば、J-LISにおいて、全てのカードの交付前設定を完了した上で自治体に送付する仕組みに変更して頂きたい。   | デジタル庁、総務省      |
| 132  | 132  | 大府市   | 北海道、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊田市、稲沢市、三郷町、高知県、福岡市、熊本市、鹿児島市   | B 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | ×                     | 校外に整備する長期欠席者通所施設に対する国庫補助事業の拡充    | 公立学校施設整備の国庫補助事業の要件について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項において、対象が義務教育諸学校となっているが、長期欠席者が通える施設として校外に整備する施設へも対象を拡充することを求める。  | 文部科学省          |
| 134  | 134  | 松山市   | 花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、上尾市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、三重県、大阪市、広島市、高松市、東温市、熊本市、大分市、宮崎県、鹿児島市                                 | B 地方に対する規制緩和 | 03 医療・福祉 | ×                     | 保育士の待遇改善加算制度の見直し                 | 「病児保育施設」に従事する保育士の待遇改善を目的とした子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付要件の見直しを求める。  | こども家庭庁         |
| 155  | 155  | 岩手県、青森県、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、陸前高田市、紫波町、岩泉町、田野畑村、宮城県、秋田県、板木県、北上地区広域行政組合、盛岡北部行政事務組合、大船渡地区環境衛生組合、宮古地区広域行政組合、久慈広域連合、岩手中部広域行政組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合 | 秋田市、ひたちなか市、豊橋市、舞鶴市、兵庫県、高松市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 06 環境・衛生 | ×                     | 廃棄物処理施設整備関係交付金による交付要綱及び取扱要領の見直し  | 廃棄物処理施設整備支援のための交付金における交付要綱及び取扱要領について、共通仮設費及び現場管理費の算定方法を工事費の実態が反映されたものとするよう見直しを求める。   | 環境省            |
| 156  | 156  | 岩手県、盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、零石町、岩泉町、田野畠村、秋田県、愛知県  | 栃木県、神奈川県、高知県、山鹿市  | B 地方に対する規制緩和 | 04 雇用・労働 | ×                     | 認定職業訓練費補助制度に係る補助対象の見直し           | 認定職業訓練費補助制度について、補助対象外となっている中小企業の事業主及び家族従事者も補助対象とするよう求める。   | 厚生労働省          |
| 160  | 160  | 香川県、徳島県、愛媛県、高知県   | 浜松市、大阪府、島根県、宇和島市  | B 地方に対する規制緩和 | 03 医療・福祉 | ×                     | 地方改善施設整備費補助金の複数年度にわたる工期への対応      | 地方改善施設整備費補助金の複数年度にわたる工期への対応を求める。   | 厚生労働省          |
| 179  | 179  | 岡山県、福島県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、中国地方知事会              | 岩手県、花巻市、奥州市、仙台市、いわき市、浜川市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、滋賀県、兵庫県、広島市、徳島市、高松市、宇和島市、東温市、高知県、久留米市、熊本市                       | B 地方に対する規制緩和 | 10_運輸・交通 | ×                     | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る補助対象事業者の見直し | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、補助対象事業者が「活性化法法定協議会(以下「協議会」という。)」に限定されているもの(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、各種計画の策定、推進事業に係る補助金など)について、地方公共団体や公共交通事業者を補助対象事業者に加えるよう、補助金交付要綱の改正を求める。   | 国土交通省          |
| 191  | 191  | 熊本市、福島県   | 北海道、札幌市、千歳市、岩手県、花巻市、郡山市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、豊中市、高槻市、守口市、茨木市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、福岡市、長崎市、八代市、鹿児島市             | B 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | ×                     | 共同調理場における栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の見直し    | 国が定める栄養教諭・学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を以下のとおり見直していただきたい。<br>【現状】<br>「1,500人以下、1」<br>「1,501人から6,000人まで、2」<br>「6,001人以上、3」<br>【提案】<br>「1,000人以下、1」<br>「1,001人から2,000人まで、2」<br>「2,001人から3,000人まで、3」<br>「3,001人から4,000人まで、4」<br>「4,001人から5,000人まで、5」<br>「5,001人から6,000人まで、6」<br>「6,001人から7,000人まで、7」<br>児童生徒数7,001人以上は2,000人ごとに1人 | 文部科学省          |
| 197  | 197  | 八王子市  | 川崎市、宮崎県   | B 地方に対する規制緩和 | 02 農業・農地 | ×                     | 農地中間管理機構関連農地整備事業等の支援対象の拡大        | 農地中間管理機構関連農地整備事業等の農業支援に係る施策について、農業振興地域農用地のみならず、改正農業経営基盤強化促進に基づき「地域計画」が策定された農地についても対象とされたい。   | 農林水産省          |

|     |     |             |  |              |               |   |  |  |         |
|-----|-----|-------------|--|--------------|---------------|---|--|--|---------|
| 212 | 212 | 兵庫県、福島県、新潟県 | 北海道、岩手県、宮城県、石川県、山梨県、三重県、滋賀県、島根県、岡山县、高知県、宮崎県、鹿児島県   | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石を可能とする要件緩和                          | 土石流の捕捉により機能喪失した砂防堰堤等を早期に機能復旧させ、再度災害の発生防止に不可欠な緊急除石を、災害復旧事業として実施可能となるよう要件を緩和すること   | 国土交通省   |
| 225 | 225 | 千葉県         | —  | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地      | × | 土地改良事業の対象の見直し  | 都道府県が農業用水を供給する目的で管理している施設について、土地改良事業で補修可能とすることを求める。  | 農林水産省   |
| 235 | 235 | 藤枝市         | 花巻市、ひたちなか市、金沢市、松本市、半田市、豊田市、寝屋川市、東温市、大村市、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築      | × | 財産管理人制度活用に伴う法的債務手続に要する費用補助要件の緩和                        | 附帯事業となっている財産管理人制度の活用に伴う法務の手続を基本事業として実施することを可能とし、空き家の活用や除却といった事業を実施しない場合でも補助対象となるよう補助要綱を緩和(社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業の基本事業化)すること。                      | 国土交通省   |
| 239 | 239 | 栃木県、群馬県、岡山県 | 北海道、札幌市、岩手県、花巻市、仙台市、茨城県、埼玉県、神奈川県、平塚市、新潟市、石川県、岐阜県、中津川市、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都府、綾部市、大阪府、堺市、豊中市、兵庫県、奈良県、高松市、高知県、久留米市、長崎市、熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | × | 脱炭素化推進事業債の事業期間延長                                       | 脱炭素化推進事業債の事業期間について、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7(2025)年度までとされているが、政府実行計画等に掲げる2030年度目標に準じて取り組むことを可能とするよう、事業期間の延長を図ること。                                | 総務省、環境省 |
| 240 | 240 | 栃木県、群馬県     | 花巻市、埼玉県、平塚市、中津川市、豊橋市、京都府、綾部市、大阪府、豊中市、高松市、高知県、福岡県、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | × | 脱炭素化推進事業債の要件の緩和  | 脱炭素化推進事業債について、公共施設の省エネルギー基準に適合させるための改修事業に関し、第三者認証を受けることなどが要件とされているが、そのためには建物全体の省エネ性能を評価した上で基準に適合させる必要があるものの、困難な事例が多いことから、設備ごとの改修が可能となるよう要件を緩和すること。 | 総務省、環境省 |
| 241 | 241 | 栃木県、群馬県     | 川崎市、岐阜県、豊橋市、三重県、京都府、兵庫県、島根県、高松市、高知県、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 06_環境・衛生      | × | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の個人向け交付対象事業の定置用蓄電池の価格要件の緩和等 | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の個人向け交付対象事業の定置用蓄電池について、価格要件が定められているが、昨今の円安・材料費高騰により現状の価格と乖離し、販売・設置事業者への負担増から事業継続に支障をきたしつある。緩和又は経過措置を設けること。              | 環境省     |
| 259 | 259 | 札幌市、指定都市市長会 | 花巻市、ひたちなか市、大田原市、草加市、千葉県、海老名市、長野県、浜松市、豊橋市、小牧市、三重県、大阪市、枚方市、寝屋川市、鳥取市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、鹿児島市                            | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化      | × | 公立学校施設環境改善交付金において事業年度の当初予算による採択を可能とすること                | 公立学校施設環境改善交付金について、自治体が事業実施の前年度の補正予算での前倒し採択を希望しない場合は、自治体の要請に応じて、本省繰越予算ではなく、事業年度の当初予算により採択すること。  | 文部科学省   |
| 261 | 261 | 指定都市市長会     | 川越市、川口市、八王子市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪府、大阪市、高知県、熊本市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の見直し                                 | 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱における多機関協働事業等の基準額について、人口区分の最大が50万人以上となっており、人口規模が大きい指定都市に見合った基準額となってないため、見直すこと。  | 厚生労働省   |
| 263 | 263 | 指定都市市長会、南国市 | 花巻市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、高松市、大牟田市、大村市、熊本市   | B 地方に対する規制緩和 | 01_土地利用(農地除く) | × | 事業者と複数年契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること                 | 地籍調査の円滑かつ切れ目のない実施のため、事業者と複数年度契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること。  | 国土交通省   |
| 291 | 291 | 越谷市         | 小樽市、花巻市、宮城県、上尾市、三郷市、浜松市、春日市  | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉      | × | 教育・保育給付認定における保育標準時間と保育短時間の区分を統合することを求めるもの。             | 教育・保育給付認定における保育標準時間と保育短時間の区分を統合することを求めるもの。   | こども家庭庁  |

(3) その他(※)の提案(14件)

(※) 提案募集の対象外である提案及び提案団体から次回提案募集以降に具体的な支障事例が改めて示された場合等に調整の対象とする提案

| 整理番号 | 管理番号 | 団体名    | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の該当 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例   | 理由<br>(対象外、今後検討・調整が必要な事項)  |
|------|------|--------|-----------------------|--|---|--|--|
| 3    | 3    | 大府市    | ○                     | 市町村職員が行う所得税の確定申告・市県民税の申告の受付事務において医療費の情報をマイナンバーによる情報連携により利用可能すること | 市町村の窓口や申告会場に申告者が所得税の確定申告・市県民税の申告の相談に来られた際に、本人の同意のもと、本人がマイナポータル連携により取得できる医療費情報を、確定申告・申告の補助を行う市町村職員が使用するシステムに取り込むことを可能にし、当該医療費情報を使って所得税の確定申告書・市県民税の申告書を作成可能とすることを求める。   | 【現行制度について】<br>申告者本人はマイナポータル連携により医療費情報を取得して確定申告ができるが、市町村の窓口で所得税の確定申告・市県民税の申告を受け付ける市町村職員は、そのマイナポータルから隔離された環境にあるシステムを使って申告書の作成を補助している。<br>【支障事例】<br>毎年所得税の確定申告や市県民税の申告の受付（確定申告書の作成の補助を含む。）を市町村の窓口で実施しているが、医療費控除の明細書の作成の補助や問合せの対応で大きく時間を取られている。医療費控除の明細書の作成項目が細かいことや確定申告の申告者によっては理解に時間がかかることもあり、窓口対応に時間を要している。<br>（参考）<br>当市で受付している所得税確定申告書・市県民税申告書：年間約4,000件（そのうち、医療費控除件数：約3,000件）<br>窓口での医療費控除の明細書の作成に関する対応時間：1件当たり約10分<br>【制度改正の必要性】<br>市町村の窓口で申告相談される方は、1年分の領収書をその申告会場において1枚ずつ集計して医療費控除の明細書を作成しており、高齢の住民が多い中では、市町村職員の作成指導においても住民側においても大きな負担となっている。マイナポータルから隔離された環境にあるシステムを使って、市町村で収集できる源泉徴収票や社会保険料等の情報を事前に取り込んで作成を補助している。これらの源泉徴収票情報等と同じように、マイナポータル上の医療費情報をダウンドロードし、各種申告書の作成補助システムに取り込みを行うことで、市町村の事務負担も住民の医療費控除の明細書の作成負担も大きく軽減される。         | 地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため  |
| 11   | 11   | 関西広域連合 | ×                     | 広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化                 | 広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化  | 広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受け体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。<br>過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。<br>このため、構成団体からの事務を持ち寄りし国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。   | 地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため  |
| 12   | 12   | 関西広域連合 | ×                     | 広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等                       | 国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。<br>あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることの明確化を求める。  | 地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない（同条第4項）とされている。<br>一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる（同法第291条の2第4項）とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。<br>このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めるため事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることによる構成団体の合意形成、広域連合規約の変更（全構成団体議会の議決が必要）等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。<br>このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により國から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。 | 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大については、平成26年にも同様の提案があり、当該提案においても、関西広域連合からの意見聴取や関係府省と協議したものとの間諒決定に至らず、本提案において、その後の情勢の変化や新たに間諒すべき論点等が示されていない。また、具体的な基準等の明確化等についても、要請の際の具体的な手順が一定程度示されており、現行制度の支障事例等が具体的に示されておらず、改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため |
| 13   | 13   | 関西広域連合 | ×                     | 広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区（仮称）」及び「実証実験要請権」の導入             | 広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的な手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」の導入を求める。<br>あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。 | 当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがらない実情から見て非常に実現的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。<br>過去の当広域連合提案でも、地方分権特区（仮称）の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区（仮称）」のうち、1項目について提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めないとするものであった。このことからも、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。<br>移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的な手段が欠如している。  | 地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため  |
| 88   | 88   | 特別区長会  | ○                     | 認可地縁団体の印鑑登録証明事務において証明書の電子申請を可能とすること                              | 認可地縁団体の印鑑登録証明事務において、電子による申請ができるよう見直しを求める。   | 認可地縁団体での事務において、告示事項変更の際は押印廃止に伴い、電子による申請を行うことができるが、印鑑登録証明書に関しては、「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）に従い、書面による申請をしているところ、申請方法が一貫しておらず、電子化の要望があった。  | 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため   |

|     |     |             |   |   |  |  |   |
|-----|-----|-------------|---|---|--|--|---|
| 111 | 111 | 舞鶴市         | ○ | 個人番号を利用する事務において利用することができる特定個人情報を規則で定めることができるとの明確化 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)において、個人番号を利用することができる事務において利用することができる特定個人情報を条例で規定するよう示されているが、当該情報について、条例ではなく規則で定めることとして差し支えないかどうかについて、見解を示されたい。   | 個人番号の利用等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)に基づき運用されており、当市においては、法に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定している。<br>個人番号の独自利用条例に係る参考資料として、デジタル庁から都道府県を通じ市区町村へ送付されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)」(以下「条例(案)」といふ。)の第4条第2項において、「別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。」と規定することが示されており、別表第2においては機関、事務、特定個人情報を定めることと示されている。<br>【現行制度における支障について】<br>現行の法の逐条解説の書籍には、府内連携を行う事務及び当該事務に用いる特定個人情報については、事前に個人番号の利用目的及び利用範囲を明確にしておくことに加え、当該利用について個人番号を利用しない場合に本人同意のもとで情報を収集するのと同様に、住民の同意を得ておく必要があるとの理由から、長の規則ではなく条例において規定することが求められているとの解説が示されているものもある。<br>一方、法第9条第2項では、「個人番号を利用することができる事務については「条例において定める」ととされているが、当該事務において利用することができる特定個人情報については、「保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」との規定されており、条例で定めるべき旨が明確に規定されていない。また、条例(案)についても、あくまで参考資料として示されているものであり、実際の条例改正については、各地方公共団体の状況も踏まえ、各地方公共団体において判断すべきものであると認識している。<br>その上で、特定個人情報の外部への提供については、現行の法においては、別表第二において、提供できる対象や特定個人情報が規定されているが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により法別表第二が削られ、提供できる特定個人情報については主務省令で定めることとなつた。このように、外部への特定個人情報の提供に係る内容が、国会での審議が必要な法律ではなく省令で記載することが可能となるが、地方公共団体が行う特定個人情報の内部利用については地方議会での審議をする条例への明記が求められるのか否かについては、依然として明確な判断材料がなく、適正な条例の制定について支障が出ている。 | 地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため |
| 123 | 123 | 志免町、大治町、柳川市 | × | 期日前投票所の設置期間について                                   | 期日前投票所の設置期間に関して、公職選挙法(以下「法」といふ。)第48条の2において読み替える法第39条において、「選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から」というのを、各選挙ごとに現行の運用に沿うかたちで「当該選挙の期日の〇日前から」と改正していただきたい。   | 法第31条から第33条において、各選挙の公示又は告示について規定されており、それに関連して法第86条から第86条の4の立候補届出、法第169条及び第172条の2の選挙公報の発行等が公示又は告示日と同日になることで、入場券の送付や選挙公報の発行、ポスター掲示場の設置等各種準備に支障があるだけでなく、期日前投票の初日までに入場券や選挙公報が受け取れない等選挙人に不都合が生じているため、公示又は告示日を現行より前倒したいと考えている。<br><br>それにより、第48条の2において読み替える法第39条の規定による期日前投票期間が延長される一方で、期日前投票は従前の不在者投票制度の考え方を踏襲したものであり、立候補届出後選挙運動を行ってから最後に投票を行うという当日投票を前提とした例外的なものであると考えている。  | 制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため   |
| 124 | 124 | 志免町、大治町、柳川市 | × | 選挙運動期間について  | 選挙運動期間に関して、公職選挙法(以下「法」といふ。)第129条において、「…の規定による公職の候補者の届出があった日から」というのを、各選挙ごとに現行の運用に沿うかたちで「当該選挙の期日の〇日前から」と改正していただきたい。  | 法第31条から第33条において、各選挙の公示又は告示について規定されており、それに関連して法第86条から第86条の4の立候補届出、法第169条及び第172条の2の選挙公報の発行等が公示又は告示日と同日になることで、入場券の送付や選挙公報の発行、ポスター掲示場の設置等各種準備に支障があるだけでなく、期日前投票の初日までに入場券や選挙公報が受け取れない等選挙人に不都合が生じているため、公示又は告示日を現行より前倒したいと考えている。<br><br>それにより、法第129条の規定による選挙運動期間が延長される一方で、法の目的である「選挙の公正、候補者間の平等の確保」のためには、当然ながら選挙運動の始期及び立候補届出の日それについて、一定の基準日が必要であると思われる。<br>また、選挙運動費用の増加を避け、「お金のかからない選挙」を実現するのも、法の目的の1つであるため、いたずらに選挙運動期間を設けるべきではないと思われる。<br>選挙期日の公示又は告示と選挙運動期間とは密接な関連があり、各選挙における選挙区等での選挙運動期間を勘案して当該公示又は告示日を規定しているわけで、選挙運動の期間をあまり長くすることのないように公示又は告示することはもちろんである。   | 制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため   |
| 144 | 144 | 平塚市         | × | 障害福祉サービス等利用における所得区分算定時の厚生労働省独自の取扱いの廃止             | 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)及び補装具・日常生活用具の利用者自己負担における所得区分算定時の厚生労働省独自の取扱い(※)を廃止し、市民税の税額に応じて所得区分を算定すること。<br>また、所得区分算定時の厚生労働省独自の取り扱いについて制度利用者向けに周知すること。<br>※市民税の寄付金控除、住宅取得控除を障害福祉制度の所得区分算定時に加算する必要がある。   | 厚生労働省独自の取扱いに対応するため、税システム等の連携時に特別なレコードレイアウトが必要となり、税システムからのデータ送信、障害福祉システム側のデータ受信、所得区分算定処理等のシステム改修が必要となっている。<br>今後の障害福祉システム運用において、厚生労働省独自の取扱いが統一され、税システム及び福祉システムの更新の際に、継続して上記のシステム改修をする必要があり、改修後のテストでは、限定した対象のデータを抽出し、税システムとの連携、所得区分算定処理等が適正に実施されていることを確認する必要がある。<br>システム標準化に向けた調査報告書でも、機能要件の残課題として報告されている。<br>『寄付金控除、住宅取得控除等を加味した福祉制度独自の住民税所得額再計算について、手動計算や一部システム計算など実施方法に差異がある。』(「地方自治体における情報システム標準化に関する調査研究事業報告書(令和3年3月)日本コンピューター株式会社」4.1. 検討結果から得られた考察(抜粋)(25ページ))  | 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため  |
| 220 | 220 | 須坂市         | × | 保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更         | 乳児室やほいく室、保育室、遊戲室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。  | 国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、当市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。<br>(参考)当市における保育所等の入所児童数 1,277人(H30)⇒1,416人(R5末)<br>※私立保育所及び認定こども園、小規模保育事業所の保育所部分の児童数を含む  | 制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため   |
| 222 | 222 | 千葉県、栃木県、館山市 | × | 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定基準の明確化               | 特別支援教育就学奨励費の算定方法について、令和4年5月9日付け文部科学省通知「特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定方法について」により、自治体等の判断により定額支給が実施可能とされている。<br>定額支給をする場合は、これまで実費確認を行っていた場合の支給額を大きく上回るべきでないことに留意することとされている。<br>【支障事例】<br>現状の通知内容では、定額支給を行う場合の基準設定が、事業主体である都道府県や市町村に委ねられており、明確な基準がないことから、自治体間での公平性を担保できない。また、適切な金額設定の基準がないため、会計検査等の場で返還の対象となる恐れもあるなど、実際には定額支給を実施できない現状がある。<br>【支障の解決策】<br>交付要綱や通知により、定額支給の基準を明示する。 | 制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため  |   |

|     |     |                 |   |  |   |  |  |
|-----|-----|-----------------|---|--|---|--|--|
| 248 | 248 | 神戸市             | x | 個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え等の課税特例に係る自治体における証明書発行事務の廃止   | 個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え、市街地再開発事業施行地域内への買換え等の課税特例を受ける際に必要となっている。資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類について、市による証明事務を廃止し、国による証明や国等が国土交通省ホームページ(国土情報ウェブマッピングシステム等)で直接確認するなどの他の手法で代替すること。  | 租税特別措置法37条第1項等の規定に基づき、個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え等の課税の特例を受ける場合、同条第6項及び租税特別措置法施行規則第18条の5第4項第3号イ等の規定により、市長が発行する「既成市街地等」内である旨の証明書が必要となる。当市における「既成市街地等」とは、近畿圏整備法第2条第3項に規定する「既成市街区域」であり、この区域は国土交通省が定めた区域である。また、区域内外の確認は国土交通省のホームページ(国土情報ウェブマッピングシステム等)で誰でも行うことができる。証明書発行においても、国土交通省の指定した区域を当該システムで確認するだけである。 | 国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため |
| 262 | 262 | 指定都市市長会         | x | 障害者相談支援事業の社会福祉法における位置づけの見直し  | 障害者自立支援法の施行(平成18年10月1日)に伴う社会福祉法改正により、市町村が行う障害者相談支援事業は社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であるとされたが、同種の相談支援を行う児童福祉分野における地域子育て支援拠点事業や身体及び知的の障害者の更生相談に応ずる事業等については社会福祉事業の対象とされ非課税となっており、整合性が図られていない。市町村が行う障害者に対する相談支援事業は、平成12年の社会福祉法改正時に、社会福祉事業として位置付けられており、当時から現在に至るまで事業の性質は変わっていないため、第二種社会福祉事業に位置付けることを提案する。   | 事業者からは、障害者相談支援事業が消費税課税事業となつたことにより、消費税に係る会計事務負担が増加しており、当該事業を非課税事業とするよう国内に働きかけてほしいとの要望が出ていている。   | 国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため |
| 275 | 275 | 福岡県、福島県、九州地方知事会 | x | 宗教法人法への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。)を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。<br>【改正案1】<br>宗教法人の欠格事由として<br>(1)役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの<br>(2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。(※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容)<br>【改正案2】<br>(1)宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団員等」を追加すること<br>(2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること | 【現状】<br>法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。<br>国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対しての対応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対する対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができる一方で、「単に暴力団等が関与しているという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。<br>【具体的な支障事例】<br>(1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行なうことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金として事業が過去に発生している(別添1、2、3、4)。<br>(2)宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。<br>別添1に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があつたが、認証拒否することができなかつた。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている限りは、特段の対応ができない状況である。<br>別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があつたが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかつた。<br>なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行うなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあつた場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求は行うことができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行なう等しない限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。<br>また、令和5年1月20日に文化庁宗務課から示された不活動宗教法人対策マニュアルで、「特に役員については、反社会的勢力関係者との関係には留意が必要であり、(略)必要に応じて反社会的勢力関係者でないか警察の照会を行なう等の対応をとることが必要である」と記載がある。同マニュアルを踏まえ、令和6年1月23日付けで福岡県警察に役員の情報提供(暴力団照会)を依頼したところ、暴力団員を排除する規定がないことから、受理できないと回答があり、暴力団員が含まれるのか把握することができない状況。(同マニュアルを根拠規定にすることは不可)(別添7、8)<br>その他、別添4の事例の宗教法人は、近年不活動状態に陥ったが、法人関係者から活動再開の意向が示されたことから、所轄庁において、暴力団照会を行なったが、同様の理由で受理できないと回答があり、事務の支障に直面している。<br>(3)法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。<br>【類似法人の状況】<br>なお、宗教法人と同様に公益事業を行なうことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。<br>【新たな社会情勢の変化等】<br>当該事案がマスコミ、国会及び福岡県議会にて取り上げられた<br>(1)令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認めていない」旨の記事が掲載される(別添9)<br>(2)同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるとの立憲民主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行なったことにより、本提案に対する所管府省の考え方方が明らかになった。この答弁を受けて同議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある」旨を指摘した上で、上記(1)の件を取り上げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言(別添10)<br>(3)同年12月7日、第4回福岡県議会定例会の代表質問において、民主県政クラブ県議団・中嶋玲子議員から暴力団が絡む宗教法人、または、宗教団体の目的を逸脱した行為に対し國への要望など、今後どのように対応するのか質問があり、服部誠太郎福岡県知事から同提案募集などにおいて、平成30年度から暴力団員等を排除する規程の追加について要望しており、今後も継続して要望したいと答弁があった。(別添11) | 令和4年にも同様の提案があり、当時、求める措置の実現により支障が解消するかどうか不明確であり、制度改正による効果等が具体的に示されていないものとして整理していた。本提案についても、提案団体と調整した結果、その後の事情の変化や新たな支障事例等など、改めて議論すべき論点が示されておらず、改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため  |  |